

令和7年第3回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和7年9月18日(木)

東洋町議会

余 白

令和7年第3回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和7年9月18日(木) 午前9時00分宣告

出席議員(8名)

議長	福島 登 君	副議長	廣田 斎史 君
1番	大坪 千倫 君	3番	安岡 良仁 君
4番	高畠 俊彦 君	5番	武山 裕一 君
6番	今宮 裕明 君	7番	田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁 君
副町長	伊吹 真貴博 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	近藤 真人 君
総務課長	築地 仲音 君
税務課長	田岡 いずみ 君
産業建設課長	大坪 靖幸 君
産業建設課長	生田 憲一 君
教育次長	生松 克祐 君
住民課長	田岡 伊織 君
住民課長	手島 憲作 君
住民課長兼地域包括	
支援センター事務局長	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	足達 善亮 君
住民課長補佐	奥村 忍 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	北川 晃彦
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり
議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 7番 田島 毅三夫 君 1番 大坪 千倫 君

令和 7 年第 3 回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

令和 7 年 9 月 1 8 日 (木) 午前 9 時開議

- [日程第 1] 議案第 4 0 号の撤回について
- [日程第 2] 認定第 1 号 令和 6 年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第 3] 認定第 2 号 令和 6 年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第 4] 認定第 3 号 令和 6 年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第 5] 認定第 4 号 令和 6 年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第 6] 認定第 5 号 令和 6 年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第 7] 認定第 6 号 令和 6 年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第 8] 認定第 7 号 令和 6 年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第 9] 認定第 8 号 令和 6 年度東洋町下水道事業会計決算の認定について

- 〔日程第 10〕 認定第 9 号 令和 6 年度東洋町簡易水道事業会計決算の認定について
- 〔日程第 11〕 承認第 6 号 専決処分事項「令和 7 年度東洋町一般会計補正予算（専決第 1 号）」の承認を求めることについて
- 〔日程第 12〕 議案第 31 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 〔日程第 13〕 議案第 32 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- 〔日程第 14〕 議案第 33 号 東洋町議会議員及び東洋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて
- 〔日程第 15〕 議案第 34 号 令和 7 年度東洋町一般会計補正予算（第 2 号）を定めることについて
- 〔日程第 16〕 議案第 35 号 令和 7 年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を定めることについて
- 〔日程第 17〕 議案第 36 号 令和 7 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を定めることについて
- 〔日程第 18〕 議案第 37 号 令和 7 年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて
- 〔日程第 19〕 議案第 38 号 令和 7 年度東洋町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を定めることについて

〔日程第 20〕 議案第 39 号 野根漁港魚自動選別機等備品購入契約の締結について

〔日程第 21〕 議案第 40 号 東洋町同報通信システム整備工事請負契約の締結について

〔日程第 22〕 議員派遣について

〔日程第 23〕 閉会中の継続審査・調査の申し出

- (1) 総務教育民生常任委員会
- (2) 産業建設常任委員会
- (3) 議会運営委員会
- (4) 東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会
- (5) 東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会

〔日程第 24〕 一般質問

議事のでんまつ

議長

(福島 登 議長)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、定足数に達しております。

これより、令和 7 年第 3 回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間：9 時 0 0 分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案第 4 0 号の撤回ほか、議案として、決算認定 9 件、専決処分補正予算 1 件、条例 3 件、補正予算 5 件、契約 2 件、議員派遣 1 件、閉会中の継続審査・調査の申し出 1 件の計 2 3 件、それと一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

まず、9 月 1 1 日に決算審査特別委員会を開催し、その報告書が届いております。

次に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので委員長の報告を求めます。高畠議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長

(高畠 俊彦 議会運営委員長)

皆様、おはようございます。

議会運営委員会から報告をいたします。9 月 1 7 日付けで町

議長

長から、議案第４０号、東洋町同報通信システム整備工事請負契約の締結について、撤回請求書の提出がありました。

本日、議会運営委員会を開催し、協議しました結果、「議案第４０号の撤回について」の件を、本定例会の日程第１の議題とすることに決定いたしました。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

（福島 登 議長）

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。

日程第１、議案第４０号の撤回についての件を議題とします。

提出者から撤回の理由の説明を求めます。長崎町長。

町長

（長崎 正仁 町長）

おはようございます。私の方からですね、議案（撤回）提案理由説明書に基づきまして、提案をさせていただきます。１ページの方をお願いいたします。議案第４０号の撤回についてということで、議案第４０号、東洋町同報通信システム整備工事請負契約の締結について、次のとおり原案を撤回をさせていただきます。令和７年９月１８日提出でございます。

撤回理由についてでございます。令和７年９月１１日に提出させていただきました、東洋町同報通信システム整備工事請負契約の締結につきましては、令和７年度予算に基づき契約内容を見直しするため、議案の撤回をさせていただくものでございます。御迷惑をおかけいたしますが、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。

ただいま議題となっています、議案第40号の撤回についての件を許可することに、御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第40号の撤回についての件を、許可することに決定しました。

日程第2、認定第1号、令和6年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

質疑、討論について、本会議で提出された全ての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第54条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないことになっております。その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により、注意し、なお従わない場合は、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止、または、議場外への退去を命じます。

なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質疑に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言の上、挙手願います。これらのほか、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分に気をつけてください。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありました

決算審査特別委員会委員長

ので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

廣田決算審査特別委員長。

（廣田 斎史 決算審査特別委員長）

一般会計歳入歳出決算の認定について、決算審査特別委員会より、報告いたします。

9月11日委員会を開催し、本会議より付託を受けた令和6年度東洋町一般会計歳入歳出決算について審査を行いました。

質疑・答弁の主な内容を報告します。なお、質疑、答弁の詳細については報告書を御参照ください。

歳出の総務費では、東洋町地区まちづくり補助金194万3162円について、令和6年度から開始した制度で、地区均等割2万円を、野根24地区、甲浦18地区へ、また、街灯の電気代を野根10地区、甲浦17地区へそれぞれ補助した。

次に、民生費では、甲浦保育園高台移転用地鑑定委託料49万5千円について、移転第1候補地である、下水道処理場裏の用地についての専門家の鑑定委託料である。

次に、農業費では、東洋町地域農業再生協議会補助金14万8千円については、転作、米生産調整の受付などの経費に対する補助金である。

次に、林業費では、森林環境譲与税基金積立金1120万円については、林道や森林整備などに支出し、残りを積み立てている。

次に、土木費では、町道管理委託料288万5700円について、毎年、該当地区に道路管理を委託している。

次に、砂防費では、急傾斜地崩壊対策事業県負担金414万4800円の場所について、甲浦東ウグイス谷で令和7年度完

議長

成である。

次に、住宅費では、町営住宅修繕料 6 7 6 万 8 3 8 2 円について、令和 6 年度 5 7 件分である。

次に、消防費では、津波避難タワー耐浪性等調査委託料 9 9 万円について、東日本大震災以前に完成した白浜第 1、第 2、小池地区津波避難タワーの耐浪性等の調査である。

最後に、教育振興費では、児童・生徒・学生等入学支援補助金 4 6 0 万円について、小中高校生 1 0 万円、大学生 2 0 万円を入学時に補助している。などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、安岡・今宮・高島・大坪の各委員 4 名、反対は田島委員の 1 名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

(福島 登 議長)

決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する、自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を、他の議員に賛同させることであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

7 番議員

7 番、田島毅三夫君。

（田島 毅三夫 議員）

令和 6 年度一般会計決算に対する反対討論でございます。

ずっとうちは委員会のときにだいぶ質問・質疑させてもらいましたけれども、あまりにも無駄の多い会計決算に対しては納得できません。反対討論とさせていただきます。

例えば、誰が連れて逃げるのか公開もされず、いざのときにどこにいるかもしれない支援者への要避難支援者支援システム保守費 40 万円も成果が出なければ無駄になります。

婚姻支援イベントより、成果が出れば出す仲人報奨にすれば、無駄はなく、町内外の人の支援も得られるのに、本年度はイベントさえも行われませんでした。

甲浦保育園移転も土地に植えられた杉やミカンなどの購入を拒否した上での移転用地の鑑定委託費用 49 万円や、候補地検討委員報酬（報償費）4 万円などは無駄な支出であります。

一昨年度には津波浸水域に建つ約 50 年を過ぎた甲浦公民館に 2 億 7 千万円もかけて耐震補強しながら、避難通路の電灯の交換を 19 万円で行ったり、町民 1 人千円が徴収されている森林環境税を使って、山林所有者へのアンケート調査を 15 年計画で行っておりますが、アンケートは 1 回で行い、あとは林道施設設置や間伐、枝打ちなどを行えばいいのに、毎年約 500 万円が掛けて行われております。こういう無駄があります。

そのほか、津波避難場所への貯水装置設置には 1440 万円使っておりますが、高台造成・移転すれば全て安価に解消されるのであります。

東洋町事前復興まちづくり計画策定委託料 847 万円も業者

議長

委託ではなく、住民代表による計画策定協議を行えば、防災・復興の意識も高まるのであります。

浸水予測地の白浜防災車庫移転用地購入費１２４万円やその建築費は無駄にはならないかと心配しております。

その他多々ある無駄な町費を使うより、必ず来て、町全体を破壊する南海トラフ対策、高台造成へなぜ手を持たないのか。

また、イベントや行事に力を入れておりますが、まず人口減少、産業衰退、衰退対策を軽視した決算には賛成できません。

以上、反対討論といたします。

（福島 登 議長）

７番、田島毅三夫君の反対討論が終わりました。

次に、賛成討論はありますか。

（なしとの声あり）

次に、反対討論はありますか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第１号、令和６年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果の報告は、認定するものであります。委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

ここで、お諮りします。

９月８日に開催されました議会運営委員会において、決算審

決算審査特別委員会委員長

査特別委員会からの各特別会計歳入歳出決算、各公営企業会計決算の審査結果の報告は、8件を一括報告とすることに決定をしておりますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第3、認定第2号、令和6年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第10、認定第9号、令和6年度東洋町簡易水道事業会計決算の認定についてまでの8件の決算審査結果を、この際、一括報告としたいと思います。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

廣田決算審査特別委員長。

(廣田 斎史 決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。

9月11日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた令和6年度特別会計歳入歳出決算6件、公営企業会計決算2件について審査を行いました。

なお、質疑の詳細については報告書を御覧ください。

初めに、令和6年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

質疑、答弁の主な内容は、歳出の、住宅新築資金貸付金徴収業務巡回報償費172万2600円について、徴収等アドバイザーによる年4回の現場指導に係る旅費、宿泊料、レンタカー代などである、などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、安岡・今宮・

高島・大坪の各委員4名、反対は田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和6年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

質疑、答弁の主な内容は、歳入の、国保税予算額、前年度比約180万円減となっている理由は、被保険者数が、前年度592人から令和6年度は563人へ減少したためである、などの質疑答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、安岡・今宮・高島・大坪の各委員4名、反対は田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和6年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

質疑、答弁の主な内容は、歳入の、介護保険料の過納分6万8150円の原因は、代表相続人、年金受給者等の還付発生が年度末の場合、手続きに日数を要するので、翌年度の還付となるためである。などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、安岡・今宮・高島・大坪の各委員4名、反対は田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和6年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、安岡・今宮・高島・大坪の各委員4名、反対は田島委員の1名により、賛成

多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和 6 年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

質疑、答弁の主な内容は、歳入の、予算額 8 0 万円に対して、収入済額が 8 万 8 9 1 0 円となっている理由は、温浴施設ボイラーの故障により、当初計画より稼働日数が減少したためである。などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、安岡・今宮・高島・大坪の各委員 4 名、反対は田島委員の 1 名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和 6 年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

質疑、答弁の主な内容は、歳入の、被保険者数について、令和 7 年 3 月 3 1 日現在、6 1 3 人である。などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、安岡・今宮・高島・大坪の各委員 4 名、反対は田島委員の 1 名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に令和 6 年度東洋町下水道事業会計決算の認定について報告いたします。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、安岡・今宮・高島・大坪の各委員 4 名、反対は田島委員の 1 名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

議長

次に、令和 6 年度簡易水道事業会計決算の認定について報告いたします。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、安岡・今宮・高畠・大坪の各委員 4 名、反対は田島委員の 1 名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

(福島 登 議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

日程第 3、認定第 2 号、令和 6 年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第 2 号、令和 6 年度東洋町住宅新築資金等貸

付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第4、認定第3号、令和6年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありますか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありますか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第3号、令和6年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案に対する特別委員長の審査結果の報告は、認定するものであります。委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第 5、認定第 4 号、令和 6 年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第 4 号、令和 6 年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案に対する特別委員長の審査結果の報告は、認定するものであります。委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第 6、認定第 5 号、令和 6 年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これに、御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第5号、令和6年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案に対する特別委員長の審査結果の報告は、認定するものであります。委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第7、認定第6号、令和6年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第6号、令和6年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案に対する特別委員長の審査結果の報告は、認定するものであります。委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第8、認定第7号、令和6年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第7号、令和6年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案に対する特別委員長の審査結果の報告は、認

定するものであります。委員長の報告のとおり、認定すること
に、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第 9、認定第 8 号、令和 6 年度東洋町下水道事業会計決
算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行
いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第 8 号、令和 6 年度東洋町下水道事業会計決
算の認定についての件を挙手により採決します。本案に対する
特別委員長の審査結果の報告は、認定するものであります。委
員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求
めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第 10、認定第 9 号、令和 6 年度東洋町簡易水道事業会
計決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第9号、令和6年度東洋町簡易水道事業会計決算の認定についての件を挙手により採決します。本案に対する特別委員長の審査結果の報告は、認定するものであります。委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第11、承認第6号、専決処分事項、令和7年度東洋町一般会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めます。

7番、田島毅三夫君質疑を始めてください。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

	令和7年7月（9月）議会一般会計専決補正予算、第1号について2問の質疑をさせていただきます。 1番目、この総費用1300万円のエアコン設置によって、どこまで温度が下がるのでしょうか。機械は何年もつのでしょうか。電気代はいくらかかるのか教えてください。
議長	（福島 登 議長） 生松教育次長。
教育次長	（生松 克祐 教育次長） おはようございます。 どこまで下がるかにつきましては、すいません、田島議員の御質問にお答えいたします。 どこまで下がるのかにつきましては、天候にもよりますが、暑い日は約30度程度でございます。なお、熱中症指数というものもございます、その指数では28度から29度程度になります。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） ここに何年かとか電気代が
教育次長	（生松 克祐 教育次長） すいません。次に、機械は何年もつのかにつきましては、製品カタログでは表示しておりませんでしたが、一般的に家庭用クーラーの耐用年数は6年でございます。そして、今回設置したクーラーは、熱中症が野根中学校で発生したため、急速スポットクーラーを設置したものでございまして、このスポットク

	ーラーは4か月間のレンタルにしております。 最後に電気代はいくらかにつきましては、クーラーの大きさにもよりますけども、1台1時間当たり70円から129円でございます。体育館1か所につき2台から4台設置しておりますので、1か所1時間当たり250円から280円と、約でございますが、その程度となっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 再質問です。 寒い時の行事へのヒーターも可能なのか。普通家庭用はほら、ヒーターとクーラーとか両方使えるようになってますが、これはどうなってるのでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 生松教育次長。
教育次長	(生松 克祐 教育次長) 田島議員の御質疑にお答えいたします。 寒いときも暖房は可能でございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員)

議長	2 問目です。賃借料 9 6 0 万円は何年分でしょうか。その間の故障は町負担となるのか、お聞きしたいと思います。 (福島 登 議長) 生松教育次長。
教育次長	(生松 克祐 教育次長) 田島議員の御質疑にお答えいたします。 何年分かにつきましては、先ほども申し上げましたが、レンタルしておりますので、この 9 6 0 万円は 4 か月分でございます。 また、故障につきましてはレンタルですので、本町の過失によるもの以外の場合は町の負担はありません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問です。ちょっとうちが、よう理解してないのか教えてください。何年分かということはこれはどうなりますか、今 4 か月分と言われます、4 か月というのはこれ暑いときの 4 か月です。今言うヒーターが使えるとなったら、それはまた別にお願いせんといかんようになるんでしょうか、お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長)

教育次長

生松教育次長。

(生松 克祐 教育次長)

田島議員の御質疑にお答えいたします。

今回急速、スポットクーラーを、移動式でございますが設置しております。この借りてる期間はですね、4か月間だけでございます。そして熱中症対策ということでの設置でございますので、冬場で借りるってことは想定しておりません。以上でございます。

(自席より、以上です。との発言あり)

議長

(福島 登 議長)

よろしいですか。

7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第6号、専決処分事項、令和7年度東洋町一

般会計補正予算、専決第１号の承認を求めることについての件
を挙手により採決します。本案は、原案のとおり承認すること
に、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第１２、議案第３１号、職員の育児休業等に関する条例
の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしとの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第３１号、職員の育児休業等に関する条例の
一部を改正することについての件を挙手により採決します。本
案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めま
す。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１３、議案第３２号、職員の勤務時間、休暇等に関す
る条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第32号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第33号、東洋町議会議員及び東洋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

	まず、反対者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 次に、賛成者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第33号、東洋町議会議員及び東洋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第15、議案第34号、令和7年度東洋町一般会計補正予算、第2号を定めることについての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑の通告が1件ありましたので、これを認めます。 7番、田島毅三夫君。 (田島 毅三夫 議員) 一般会計補正予算、第2号への質疑を行わせていただきます。 通告は4問してあります。ごめんなさい、5問です。 1番目、自動車購入費266万円についてお聞きしたいと思います。1番、予算書の諸収入には下取り価格が計上されていませんが、無償かどうかお聞きしたいと思います。
7番議員	
議長	(福島 登 議長)

税務課長	田岡税務課長。 （田岡 いずみ 税務課長） 田島議員の質疑にお答えします。 以前の公用車につきましては、既に2万9700円で売り払い廃車処理を行っているため、今回の予算計上は行っておりません。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） 7番、田島毅三夫君。
7番議員	（田島 毅三夫 議員） 再問です。今そういう答弁いただきました。お聞きしますが、私はその現物を見ていません。交換したときの現状についてのね、どれぐらいの古さになっているのか見ていませんが、どんなんでしょう、私は大体中古をずっと乗ってますが、中古でも十分にいけます。そういう意味で、やはり廃車にしたとしても使える車であれば、欲しがる人はたくさんおると思うんです。
議長	（福島 登 議長） 田島さんそれ意見やね、それ自分の。意見になるよね。
7番議員	（田島 毅三夫 議員） 意見になる？
議長	（福島 登 議長） はい。意見になりようです。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) けんど今言うそれに対する質疑しようわけやきんね。ほの今言う廃車というか、そのまま放棄したというね。
議長	(福島 登 議長) 5万7900円という (自席より、2万7900円…との発言あり) 2万7900円という提示もありましたよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) うん。鉄くずとして処分したと思うんですけども。うちが言よんのは、それは乗れるものはそういうことでなしにしたらどうですかというね、乗れるものであれば欲しい人に分けてあげると。 (自席より、2 問目…との発言複数あり)
議長	(福島 登 議長) それは2 問目になっちゃうですよ。ほな2 問目に移るんですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほなもう移ります。
議長	(福島 登 議長) はいどうぞ、2 問目に移ってください。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) よう言うてくれました。ありがとうございます。
議長	(福島 登 議長) 2 問目に移ってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) たとえ古くても動く車なら、欲しい住民さんに競売してでも安く販売してやれば喜ぶのではないかという質疑でございます。お願いします。
議長	(福島 登 議長) 田岡税務課長。
税務課長	(田岡 いずみ 税務課長) 田島議員の質疑にお答えいたします。 先ほどの答弁でお答えしたように、以前の公用車は、今回既に廃車処理を行っておりますので、競売を行うことはできません。古い公用車につきましては、廃車処理を行わなくてはいけないほど経年劣化がひどく、安全に乗れる状態ではないため、住民に対しての販売は考えておりません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁いただきました。ほらどうにもならんぐらい悪

	かったらこれもう仕方ないと思います。乗れる車は今後また考えていただきたいと思います。 2つ目の質疑に入ります。林道相間線改良工事費が1千万円計上されておりますね。この改良工事には県の補助はないのか。県道ですからね。それから150メートルとは、どこからどこまでをどのように改良するのかお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐) 田島議員の質疑にお答えいたします。 林道相間線は県道ではなく、林道で町の管理となっております。 (自席より、ごめんなさい。との発言あり) 林道相間線改良工事は、道路の打ち換え工事であり、維持、修繕工事になるため、県などの補助事業の対象ではありません。財源としましては、森林環境譲与税を充当して施工する予定です。工事箇所は、相間衛生センター付近から斎場付近までの舗装の傷みの激しい箇所の工事を行います。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁をいただきました。 2つ目として、申入れしておりますのでお聞きしますが、町

	の林業や産業振興、雇用拡大などの貢献を考えてもですね、県の支援を求めるべきではないのかお聞きしたいですが、よろしくお願いします。これは全額…まあよっしゃ、答弁お願いします。
議長	(福島 登 議長) 足達産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐) 田島議員の質疑にお答えいたします。 先ほどと答弁同じになりますが、森林環境譲与税を財源として行います。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 3 つ目の質疑に入ります。 種子島周辺漁業対策支援補助金 2 8 2 万円についてお聞きしたいと思います。漁業の廃業者支援と聞いておりますが、何件分か。この支援補助金のうち 3 3 0 万円が雑入とありますが、説明を求めたいと思います。それに対象漁業者は現在、町には何人いるのかお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。

産業建設課長

(生田 憲一 産業建設課長)

田島議員の質疑にお答えいたします。

この２８２万５千円の対象者は２名おりますが、そもそもこの２８２万５千円は漁業者に対する補助金の支出ではありません。

開会日に総務課長の方が提案理由書の説明時に申し上げましたが、漁業者の廃業者支援ではなく、補助金を活用した漁業者が廃業したことによる補助金の返還金であります。

令和２年から令和６年にかけて、国・県７０％、町１２．５％の補助率で、２名の対象者に補助金を支出しておりました。

それを廃業するまでの年数に応じて、国・県・町への返還金として、３３２万８千円を雑入で受入れ、そこから国・県分の２８２万５千円を返還金として支出するものでございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

７番、田島毅三夫君。

７番議員

(田島 毅三夫 議員)

いや、びっくりしました。すみませんでした。

ここにほら、漁業対策支援補助金とこうなってますんでね。ほんでうちはそう勘違いしておりました。申し訳ありません。

２つ目の質疑に入ります。漁業振興について今後の町の対策を聞きたい。ちょっと離れますがこれ一つお聞きしたいと思います。だいふ離れたか。まあできたら、できなんだからもうええ。

(自席より) なかったらはい、４番目いきます。

議長	(福島 登 議長) そしたら7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 4つ目の質疑です。 木造住宅の耐震改修補助金1967万円についてお聞きしたいと思います。聞けば10戸分を追加したとこう聞いておりますが、この補助金は老朽化して危ない不在者住宅にも対応できるのか、お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員の質疑にお答えさせていただきます。 この東洋町住宅耐震改修費等補助金は、交付要綱第1条の趣旨にありますとおり、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的としております。現段階では、昭和56年5月31日以前に建築された住宅に対する補助になり、人の居住の用に供する建築物が対象となります。現に人が住んでいるかないかは問いませんので、田島議員の質疑にあります、不在者住宅にも対応をしております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員)

議長	ちょっと離れるかな、 (福島 登 議長) 4 番の質問はもう完結しちょうでね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いやいや、ちょっと待ってください、再問です。 空き家ですね、自然廃屋も対象になるとこう聞きましたが、これは一回それを使って対応した住宅でも、今年年数が経ってまた新たにそういう古くなって危なくなった場合は対象に外れますか。2 回目はできるでしょうか。できない、できる、ほれだけでいいです。答弁してくれる？
議長	(福島 登 議長) 4 の再問で。築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員の質疑にお答えさせていただきます。 この補助金を活用して、耐震改修をするものでございますので、耐震は保たれているということになりますので、1 回限りの御使用になると考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 最後 5 番目です。

	甲浦中学校アスベスト調査費が30万円計上されておりますね。この問題はですね、以前にもう10年になりますかな、問題起こったときにこのアスベストのね、癌化するとかなんとかいうことで取りかかって、もうほとんどというか全ての公共施設が解消されていたと思ってたんですよ。これはどうして残っていたのか、その理由をお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 生松教育次長。
教育次長	(生松 克祐 教育次長) 田島議員の質疑にお答えをいたします。 10年以上前のアスベスト調査は、吹き付けているアスベストの調査でございます。その吹き付けは飛散する可能性が、自然落下とか、そういった形で飛散する可能性が大きかったのものでその調査であります。アスベストは、現在、今まで様々な成形部材、建築物の部材ですね、なんかに含まれております。昔のものは。それを切断する場合はですね、飛散しますので、国の規定によりまして令和4年からですね、そういうふうにエアコンを取り付ける際の壁に穴を空けるなどの切断などの改修工事をする場合はですね、事前に調査しなければならないということになっておりまして、請負工事が100万円以上ある場合はですね、労働基準監督署への報告が義務づけされたものでございますので、今回計上しております。資料はですね、こういった資料つけております。これまた、読んでいただければと思っております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

よろしいですか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

再問です。最後に課長からそういう資料を見せていただきましたが、何せ町長、課長、もうこの今回の分については資料がいっぱいでね。時間がなくてそういうところまで目が通ってないんですよ。ほんでこういう質問になりましたが、今後また見ていきたいと思います。

それからほの、今言うこういうアスベストの塗り付けでないようなそういう組み込まれたようなアスベストの場合は、これは普段置いとってても体に影響があるようなことはないんでしょうか。改造する時に修正するというような言い方をされましたが、普段は大丈夫なんでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

生松教育次長。

教育次長

(生松 克祐 教育次長)

田島議員の質疑にお答えをいたします。

アスベストが固定されているものについては、今のところ国は大丈夫っていうか、いいですよということなんですけども、それが自然的に崩れていくような、風化していくようなことであればですね、それはまずいことになるので、基本的に解体するときには当然切ったり壊したりするときにございます。それと先ほども言いましたけども、例えばグラインダーで削るとか、穴を空けるとかいうときに飛散する場合がございます。その場

	合はですね、もうどの工事に当たって、飛散防止措置をとりなさいということになっておりますので、これは金額関係なしに飛散防止の措置をとらなければいけないことになっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) もう最後になりますので辛抱しちゃってください。 1 点 2 点お聞きしますが、こういう危険なね、何言うんですか、危険物を解体するときにですね、民家の場合はどうなるんでしょうかねこれ。住民さんがそういう持っていた場合は、これは強制的に撤去になるんでしょうか。そういう場合には、法的にね、法的に強制撤去になってそのときにはまた費用は個人が負担するものなんじゃないかな。行政からの支援なんかあるんでしょうか、お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 田島さんは、これはもう課が違っていていきよんで、もう範囲が広がっちゃうと思うんです。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) これぐらいかまんやないかね。
議長	(福島 登 議長) 一般となればね、違うところでまた答弁せないかんなる。今

	教育関係でやりようわけでしょ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) こんなことはね、どこでやろうがここに集まってる方がしてくれるのにほんでいいでしょう。あっちはいかんこっちが、縄張りがあるんかね。ないやろ。
議長	(福島 登 議長) 課はありますよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) かわばり…かわばりかい。
議長	(福島 登 議長) 課はあります。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) まあどっちでもちょっとお答え願いたいと思います。もうこれに続いた質問ですからね。
議長	(福島 登 議長) 生松さんは答弁できんと思うけど。やる？ (自席より、できなんだからもうええ、また部屋へ聞きに行くわ。できたらだ、住民さんに知らせちゃったらなと…との発言あり) 田島さんよろしいですか。 (自席より、住民さんに知らせちゃったら住民さんがわかる

教育次長

きにええと思ってとの発言あり)

(自席より、簡単に。との発言あり)

ほな簡単に。生松教育次長。

(生松 克祐 教育次長)

田島議員の質疑にお答えいたします。

この資料の1番最初を御覧いただきたいと思います。そこにはですね、建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されていますということなので、民家の方が持っておろうが、公共であろうが、これはもうその所有者が責任を持って行うことになりますので当然費用もそうなります。以上でございます。

(自席より、これの方は。との発言あり)

補助は、ちょっと分からないですけども、聞いたことはないです。今のところは。

(自席より、以上です。との発言あり)

議長

(福島 登 議長)

補助についてはまた後ほど聞いてください。よろしいですか。

7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第34号、令和7年度東洋町一般会計補正予算、第2号を定めることについての件を挙手により採決します。本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。再開は10時15分です。

(休憩時間：10時05分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：10時15分)

日程第16、議案第35号、令和7年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第35号、令和7年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号を定めることについての件を挙手により採決します。本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第36号、令和7年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第36号、令和7年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第2号を定めることについての件を挙手によ

り採決します。本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 37 号、令和 7 年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算、第 1 号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 37 号、令和 7 年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算、第 1 号を定めることについての件を挙手により採決します。本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 38 号、令和 7 年度東洋町下水道事業会計補正予算、第 1 号を定めることについての件を議題とします。

	これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （なしとの声あり） 質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） もう一つの分もしたかったけどね、下水道事業会計決算の認定についてということですが、
議長	（福島 登 議長） 決算じゃないですよ。田島さん、補正予算第 1 号。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） なんだって？
議長	（福島 登 議長） 7 年の補正予算ですよ。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） ああそうか。
議長	（福島 登 議長） いいですかもう。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いやいやいや、なかなか。19号やね。
議長	(福島 登 議長) 下水道の補正予算です。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 下水道事業会計補正予算第1号、皆さんどうなんですか、私もね一生懸命勉強しようと思うがどうしても上水と下水の内容は会計なりは分からないんですよ。ほんでほれをなんぼ講習会とってくれ言うけどそれもとってくれん。そういうことで今回もう私これよう見てないんです。よう見てない、きれいによう精査してないんです。皆さんどうですか、やりましたか。その結果うちは今日はもう反対の方ばかりに回ってるんですけどね。こういうことをひとつまた皆さん力を合わせて、町の方、言うてくようにしましょう。以上です。 (自席より、意見や。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 意見やね。反対討論じゃなかった。 (自席より、発言あり) 7番、田島議員の反対討論が終わりました。 次に、賛成者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 次に、反対者の討論はありませんか。 (なしとの声あり)

4 番議員

議長

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、質疑を行います。

4番、高畠俊彦君質疑を始めてください。

それでは、議案質疑を行います。

1つ目といたしまして、現在野根漁協の組合員は何名会員がおるのでしょうか。できれば7年度6年度、教えていただきたいと思います。

生田産業建設課長。

産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 高畠議員の質疑にお答えいたします。 野根漁協の組合員は、令和 6 年度及び令和 7 年 9 月現在で正組合員 5 0 名、准組合員 2 2 名でございます。 あと参考に、令和 5 年度につきましても、正組合員 5 0 名、准組合員 1 7 名となっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 4 番、高畠俊彦君。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) ありがとうございました。 2 つ目の質問に入ります。令和 6 年度の漁獲額は、令和 6 年度、どれくらいあったのでしょうか。お聞きいたします。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 高畠議員の質疑にお答えいたします。 令和 6 年度の漁獲額はいくらかという質問でございますが、約 9 5 0 0 万円、あと、水揚げ量は約 4 7 5 トンでございます。以上でございます。 (自席より、ありがとうございました。終わります。との発言あり)
議長	(福島 登 議長)

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

機械説明書の3には、大小の選別とありますが、魚のね、採れたもの。アジやサバなどの魚種の選別はできないのか、1点お聞きしたいと思います。小さい魚の…。

(福島 登 議長)

産業建設課長

(生田 憲一 産業建設課長)

田島議員のおっしゃる魚種の選別とは、コンベアで移動中にカメラなどで魚の画像を読み取って自動選別する機械のことを言っているのではないかと想像しますが、今回導入する選別機につきましては、現在使用中の選別機を基に規模や能力を決定していますので、魚種の選別には対応しておりません。

議長

(福島 登 議長)

49

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問ちょっと一つさせてください。そういう答弁いただきました。そうすると、今、先ほど同僚議員が質問した中にありましたね、6 年度の水揚げが 9 5 0 0 万円、4 7 5 トンであったと。この中で、この機械によって、対応全部できるんですか、選別は。それともこの中から一部するんですか、ちょっと専門家じゃないんで分からないで教えてください。お願いします。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えいたします。 全てというわけではありませんが、その選別機に対応した大きさというものがありますので、その大きさの範囲内で選別させてもらってます。 (自席より、ブリなんかもいけるんやね。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 質問がある場合は、後ほど行ってください。 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 衣被せないで聞きますが、どれくらいの魚からどれくらいの魚までが何できるんですか、選別できるんでしょうか。その対象になる魚は 6 年度はどのくらい上がってたんでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 田島議員の再々問にお答えいたします。 申し訳ありませんが、詳しい詳細のほうについては確認できておりません。 (自席より、また聞きに行きます。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 2 つ目の質疑に入ります。 私の考えはですね、もうほんまに少々機械代が高いとしてもですね、もう全ての選別ができる、そういうほうがいいんじゃないかという考え持ってたんです。県などの補助金はこれを買う分についてはどれぐらい出てるんでしょうか、お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えいたします。 魚種の選別のことを言っておられると思いますが、確かにそ

議長

ういう選別機械を製作しているメーカーはあると聞いております。ただ、正式な見積りはとっておりませんが、かなりの高額になると予想できます。また、精密機械の導入は、漁港という立地面から塩害を考慮しなければなりません。費用対効果及び塩害を考慮しますと、今回導入予定のような仕様になると考えられます。

最後に、県などの補助事業があるかどうかにつきましては、確認しましたところ、対象となる補助事業はありません。以上でございます。

（自席より、以上です。との発言あり）

（福島 登 議長）

よろしいですか。

7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

（なしとの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第39号、野根漁港魚自動選別機等備品購入契約の締結についての件を挙手により採決します。本案は、原

案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程にありました、日程第21、議案第40号については、本日撤回されておりますので、次の日程に移ります。

日程第22、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布したとおり、10月8日、松山市のANAクラウンプラザホテルにおいて、第63回四国地区町村議会議長会研修会、10月31日、高知市の高知県立県民文化ホールにおいて、トップセミナーにそれぞれ議員派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第23、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長、各特別委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

ここで、お諮りします。

それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査・調査に付することに、御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第 24、一般質問を行います。

質問時間は 1 人 40 分以内、答弁時間も 40 分以内とし、一問一答方式で行います。なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は 1 問につき 3 回まで認めますが、再問は、執行部からの答弁に対する質問といたします。

次に、議会会議規則第 64 条の 2 の規定により、執行部は議員の質問に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言の上、挙手願います。

質問の通告が 6 名ありましたので発言を許しますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分に気をつけてください。

まず、高畠俊彦君の質問を許します。件名は、不適切保育の第三者委員会の進捗について、ほか 1 件であります。答弁者は、担当課長ほかとなっております。

4 番、高畠俊彦君、質問を始めて下さい。

(質問開始時間：10 時 34 分)

(高畠 俊彦 議員)

それでは私の一般質問を始めたいと思います。

不適切保育の第三者委員会の進捗状況について、三つほど質問いたします。

まず初めに、①といたしまして、令和 6 年度に設置された銀杏保育園の不適切保育に関する第三者委員会、既に令和 7 年度の半分が経過しております。最終報告は、いつ頃になるのです

4 番議員

議長	ようか。お聞きいたします。 (福島 登 議長) 手島住民課長。
住民課長	(手島 憲作 住民課長) 高島議員の質問にお答えします。 最終報告につきましては、第三者検証委員会に一任しておりますので現段階では分かりませんが、委員会からは、現在調査結果と改善計画の取りまとめをしていると伺っております。以上でございます。 (自席より、議長、ちょっとお聞きしたい。資料は今回出ていないのかな。全議員の。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 出てません。お一人ではなくみんな出ていません。よろしいですか。4番、高島俊彦君。
4番議員	(高島 俊彦 議員) はい、いいですか。再問いたします。 それでは、今の答弁に対して再問いたします。この件については、令和6年、去年ですよね。1月25日に銀杏保育園で虐待と疑われる行為があると、役場に通報が1月25日に去年ありました。この問題であります、令和6年12月、それからそれ以後令和6年12月20日に町長の行政報告にも今回ありましたが、第三者委員会が設置され、既に通報から1年10か月ぐらい経過しております。保護者は、その結論、答えですよ、

	一日千秋の思いで待っております。1日でも早く最終報告をお願いしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。 二つ目の質問に入ります。
議長	(福島 登 議長) 再問
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) 再問ですので答弁してくれますか。頑張って、なるべく早くしてくださいということで、再問。
議長	(福島 登 議長) 再問でええんですね。長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 高畠議員の再問にお答えをしたいと思います。 先ほど担当課長も申し上げましたが、高畠議員のほうからもあります行政報告で申し上げましたとおり、第三者委員会へ問合せをしましたところ、報告時期については未定というところであります。 ただですね、私も7月30日が最近の委員会であったわけなんですけれども、その後はですね、報告書の作成に入られて、8月中には結果が出るのではないかなというふうに予想もしておりましたけど、ただですね先ほど、昨年の1月25日の通報の話も出ましたが、今回の案件ですけれども調査事項がですね、15項目もありまして、また併せてですね、調査結果に基づく保育園の運営の改善計画というものも依頼もしております。

議長

す。ということからしてですね、前回任意で専門の弁護士のほうに依頼をしたときとは違いましてですね、今回第三者委員会ということで3名の複数の委員の合議制というのもありますので、結果報告までに時間を要しているのではないかなというふうに思っております。かといってですね、いつまでにできるんだとかっていうこともちょっと言いにくくてですね、もう第三者委員会のほうに委ねているということぐらいしか、ちょっと答えようがないところです。以上でございます。

(自席より、議長。ちょっと、ちょっととの発言あり。)

(福島 登 議長)

今、高島さんが質問する時間ですよ。

(自席より、ちょっと休憩とってくれ。との発言あり)

いや、いかんいかん。

(自席より、今までずっと全員の質問、通告書が出ちよったよねここへね。これを見ながら我々はずっと勉強しながら聞きよったが、なぜ今回全員の分6人も出ちよるのに出してないんですか。おかしいじゃないですか。との発言あり)

ちょっと休憩します。少し休憩します。休憩します。

休憩前に続き、再開します。4番、高島俊彦君。

4番議員

(高島 俊彦 議員)

先ほども再問で言ったんですけんど、そういう問題が起こってから1年10か月ですね、大方ね2年ぐらい、やっぱりその間ね、通告した人、やっぱりその保護者は2年近くかかるいうことはごっついね、やっぱりほらちょびっとでも早うに答えを

	出しちゃったらないかんと思って、それをね言いたかったんですよ。はい、ありがとうございました。 それでは、②に入ります。要は答えが出て返ってきたとき、第三者委員会の最終報告は、住民に公開するのでしょうか、それとも保護者だけにするのでしょうか、お聞きいたします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長。
住民課長	(手島 憲作 住民課長) 高畠議員の質問にお答えします。 一応、公開するよう考えております。
議長	(福島 登 議長) 4 番、高畠俊彦君。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) それではその今の答えに対して再問いたします。 今ね、手島課長が公開する、どのような方法で公開するのかというようなことを、できればお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 3 番の質問やね。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) 3 番目の質問ですね。 この第三者委員会立ち上げに関しては、町民からも 2 6 1 名

議長	の署名が上がっております。どういう形で公開するかいうことをぜひお聞きしたいと思います。保護者だけやなしにね。 (福島 登 議長) 手島住民課長。
住民課長	(手島 憲作 住民課長) 高畠議員の質問にお答えします。 今現在で考えておりますが、ホームページで公開するよう考えております。以上です。
議長	(福島 登 議長) ちょっと休憩かまん？ちょっと休憩させてもうてかまん？ ちょっと休憩します。 再開します。 町長、今のことは誰かが言うてくれるんですか。 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 高畠議員の質問にお答えをいたします。 ただいまですね、議長の方からはちょっと答弁内容が薄いんじゃないかという御指摘を受けましたので、補足の方を説明させていただきます。 まず、通告書の方ではですね、その報告書となっていましたので、その公開か非公開かっていうところで答弁をさせていただいたところなんですけれども、内容ですね、内容の結

果報告につきましては、当然にですねまずはその報告書がどんな報告書になってるのか分からないんですけど、まずは関係者の方へ当然に報告いたします。それから次は保育園の利用者、それからこの議会での報告をした後に、先ほど担当が言ってたように報告書の方は、内容によりけりなんですけれども、基本ホームページの方では、公開をしていきたいと、こういうことがあったんだということで公開をしたい、していくっていうふうなことを想定しております。

本当にですね、長い間、対象者の方、保育園利用者の方、町民の皆様方には御心配をおかけしております。申し訳ございません。

議長

(福島 登 議長)

4 番、高島俊彦君。

4 番議員

(高島 俊彦 議員)

再々問、今の答弁に対するなんですけど町長の。課長さんも先ほどね、インターネットでというようなことをほら、どのように公開するか言ったらインターネットで言うて、やっぱりね署名、第三者委員会の立ち上げに署名に当たって、もう261来ちょう。ほんでね、インターネットでいうてきたきんよ、それだけの答えでしたわよね、町長は補足説明してくれたけど。インターネットだけやったらやっぱり見てない人も多分におるみたいなわ、それじゃあね、いかなあということやったけど、今町長の説明でそのようにしてもらえれば、みんなにそれぞれとね、関係者に行き渡ると思いますので、

議長	(福島 登 議長) すいません、出しゃばって申し訳ないです。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) いや、ありがたいことで、何ぼでも出しゃばってください。 それではよろしくお願いしますということで、2つ目の質問に入りたいと思います。 2つ目の一般質問でございます。 9月の庁議です。庁議の資料の中で、空き家改修補助金返還についてというようなことで、ちょっとお聞きしたいんですが、いいですかね。 まず一つ目に、返還理由は何か、どういうことか。庁議の資料ですので、それを見ての何ですので大事なことやと思って聞きゆうんですけど、意味があんまり分からんので教えてください。
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 高畠議員の御質問にお答えをいたします。 この空き家改修補助金なんですけども、間接補助事業というものに分類をされます。国庫補助金を県とか町を介して交付するので間接補助事業と言いますけども、この補助金はですね、町が申請者に対して補助金を交付した、その事実をもって事業が完了したものとみなされます。 今回はですね工期の遅れによりまして年度内3月31日まで

	に申請者への補助金のお支払いができずに、年度内に事業は完了していなかったとして、国庫、県補助金の返還を指摘されたものでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 4 番、高島俊彦君。
4 番議員	(高島 俊彦 議員) 再問ですかね。工期の契約の終了に間に合わなかったきん返還したということですかね。今、説明。
議長	(福島 登 議長) 工期やなしに年度内やね。
4 番議員	(高島 俊彦 議員) 年度内に終わらんかったき、ほやきに返還が発生したという。 (自席より、年度内に補助金を支払い…との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 支払いの完結が年度内にできてなかったということ。
4 番議員	(高島 俊彦 議員) 年度内に支払いができてなかった。それはなぜ支払いができてなかった (自席より、工期が遅れたからです。との発言あり) 工期が遅れたからやろ？終わらんとお金払わんわけやき、ほんで工期が遅れたきに。分かりました。なんかね、そうやって

議長	ほら、このがに関しては庁議だけなんであって、自分も見ただけやきんわからなかったきに。それに対して、対象件数が1件ではないのでしょ。何件やったか、二つ目の質問に入ります。 (福島 登 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 高畠議員の御質問にお答えをいたします。 対象件数は令和5年度分1件、令和6年度分1件の計2件でございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 4番、高畠俊彦君。
4番議員	(高畠 俊彦 議員) すいません、細々と聞いて。 ③に入ります。総額は幾らか教えてください。
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 高畠議員にお答えをいたします。 国、県の対象外とされた補助金の総額は266万9千円でございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

4 番、高島俊彦君。

4 番議員

(高島 俊彦 議員)

④の質問に入ります。

県住宅課検査時の時ですね、どのようなことを指摘されたか。
お願いします。

議長

(福島 登 議長)

田岡住民課長。

住民課長

(田岡 伊織 住民課長)

高島議員の御質問にお答えをいたします。

本年の8月5日の検査時には、昭和30年11月に出された
大蔵省主計局の法規課長通知、これを根拠に当該2件分につい
ては、国庫・県補助金の対象外となる旨の指摘を受けました。

この昭和30年大蔵省課長通知の内容はですね、先ほど言い
ました間接補助事業は、補助金の支払いが終わってなければ事
業が完了したものとは言えませんよ、そういう内容のものにな
っております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

4 番、高島俊彦君。

4 番議員

(高島 俊彦 議員)

続いて、細々と聞かせてもらいます。

⑤といたしまして、間接補助金制度の厳格化とは何か。読ん

議長	で字の如くですかね、すいません。細かいこと聞きます。 (福島 登 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 高畠議員の御質問にお答えをいたします。 この度の県の指摘を受けまして、今後の再発防止策として、間接補助事業の厳格化を図るものでございます。 具体的に言いますと、補助金の交付決定時期を極力前倒しにして早めにして、工期の指定をですね、例えば翌債承認、これ繰越しのことなんですけども、その繰越しの承認が可能な1月中とすること、また今回の案件のように工期の遅れなどにより、年度内に補助金の支払いができなかった場合は、補助金の交付決定を取消しをさせていただくこととするといったものであります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 4番、高畠俊彦君。
4番議員	(高畠 俊彦 議員) 今の答弁でちょっと再問させてもらう、再問っていかお聞きしたいと思うので分らんことですので。工期、年度内中にせんといかん、それに間に合わんかったら補助金の支払いができんきん、そのがの返還というようなことの、今、お聞かせいただいたんですけんど、その場合ですよね、そうやって返還したが、当然結局、改修のために1件、そこで請負で金額を出し

	てそれに対する補助金よね、補助金が、そしたらそれは返還した場合には再度また補助金もらうことはできるんですか。言えることが分かんのでしょうか、分かんやろか。
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 高畠議員の再問にお答えをいたします。 工期が遅れてですね、年度内に補助金の支払いができなかった場合に補助金を交付を町が取消した場合ですね、再度申請することはできません。 (自席より、できません？との発言あり) できません。 (自席より、再々問ですかね、もう1回いけるね。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 4番、高畠俊彦君。
4番議員	(高畠 俊彦 議員) 再々問で、今のことで、ちょっと納得いかんき聞かせてもらいます。ほいたら結局、一つの耐震で請負ますわよね。そしてそれに対する補助金申請する、そしたら年度内で終わらんかったき、支払いができなかったということで返還。再度、それを申請できんいうことになれば、そのお金はどっから出るんですか。

議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 高畠議員の再々問にお答えをいたします。 もうその場合はですね、年度内に終わらなかったら補助金が国・県からも出ませんので、町からも出せないということになりますので、必要な費用というものは申請者の負担になるかと思えます。以上でございます。 (自席より、再々問やったでね、またあとで聞きに行きます。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 6 番はまだ残ってますね。 4 番、高畠俊彦君。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) 言われんやろけんど、言われんやったら言われんのよね。困るね、その変わりそないなったら。 (自席より、早くすればいいだけの話なので。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) すいません、席での答弁、ちゃんとした答弁・・・
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) その変わり 2 件もあったんやろ。はい、いきまーす。

議長	(福島 登 議長) 6 番です。
4 番議員	(高島 俊彦 議員) 6 番、事業完了の理解とはどのようなことか、そういうことも理解できてなかったような話になるんですかね。
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 高島議員の御質問にお答えをいたします。 先ほどちょっと御説明を申し上げましたけども、間接補助事業の完了とは、補助金の支払いをもって事業が完了したということになりますので、今回のケースでは工事が完了した日ではなく、町が申請者に補助金を支払った日をもって、事業が完了したものとみなされますので、年度内に補助金の支払いが完結している必要がありました。 年度内に補助金の支払いを完了させるためには、工事が完成して、施工写真などの必要書類を添付して指定期日までにですね、実績報告書を町のほうに提出していただいて、完成検査を行います。検査を受けて合格となってそれで初めてお支払いの準備ができるという状況になります。工事の完成だけではなく、実績報告書の提出や完成検査など、その後の工程にも時間を要します。 今後は、年度内に支払いができなかった場合はですね、補助金の交付ができない事態ともなり兼ねますので、うちのほうも

	ですね、余裕を持って工期の指定をするようにいたしますし、交付決定ももう早めに出すようにいたします。そのようにして対応が必要になってくるかと思っております。 （自席より、終わります。との発言あり）
議長	（福島 登 議長） 4 番、高畠俊彦君の質問が終わりました。 （質問終了時間：10 時 59 分） 続いて、武山裕一君の質問を許します。件名は、町内の町営住宅の耐震についてであります。答弁者は、町長ほかとなっております。 5 番、武山裕一君、質問を始めて下さい。 （質問開始時間：10 時 59 分）
5 番議員	（武山 裕一 議員） それでは私の一般質問を始めさせていただきます。 件名が町内の町営住宅の耐震について伺いいたします。主旨は、町内にある町営住宅の耐震について、どのような施策をとっているのか伺いいたします。
議長	（福島 登 議長） 田岡住民課長。
住民課長	（田岡 伊織 住民課長） 武山議員の御質問にお答えをいたします。 現在、町内には25棟89室の町営住宅がございます。

うち14棟39室が、昭和56年6月以降に建築された、新耐震基準によるものでございます。町内にある公営住宅のうち、甲浦地区の宮ノ西団地の5棟を除く20棟が当時の国の政策、同和対策事業ですね、で建築されたものであり、当時は町の持ち出しもほとんどないような状況で建築をできておったんですけれども、現在は建物も古くなって空き家も増え、修繕費がかさんでいく中でどこの自治体におきましても、その維持修繕に苦慮している状況であると同っております。

耐震診断及び耐震工事につきましては、国庫補助2分の1の補助制度がございますけれども、これはですね、昭和56年5月以前に建築されたものに限定をされておりまして、本町でこの補助金に該当するものは、政策空き家、これはもう用途廃止待ちの古い住宅なんですけれども、政策空き家に指定している8棟を除くと、僅か3棟のみとなっております。

財源確保の要望活動につきましては、人権問題解決のための財政対策全国協議会より、毎年、公営住宅の老朽化に対する除却費用や、修繕改修などの維持管理をするための財政的負担、また自然災害に対する防災対策などにつきまして、国及び県に特別交付税の増額措置などについて要望をいたしております。

国や県による財政的支援なくしては、町単独での公営住宅の耐震化事業は、財政面において限界がございますので、今後も引き続きこういった要望活動を続けてまいりたいと思います。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

5番、武山裕一君。

5 番議員	(武山 裕一 議員) 再問させていただきます。すいません。大変御丁寧な説明ありがとうございます。それで耐震ができないところに町民が住んでるっていう事実がありますが、そういう人たちにとってもものすごい不安な声が出てるわけですよ。要望とか、活動はしてもらって何のあれもないんですけども、早急にできないときはどうなるんでしょうかね。例えばですね、その町営住宅に住んでる人を一回除けて新しく建てる、ということなどは考えてないんでしょうかね、お伺いいたします。
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 武山議員の再問にお答えをいたします。 議員御指摘のとおりですね、そういう建て直しということができれば1番理想的ではあるんですけども、財政的なことばかり理由にしてもあれなんですけども、現時点ではですね、そういう要望を続けていって、有利な財源が確保できましたらですね、そういったことも具体的に検討を進めてまいりたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 5 番、武山裕一君。
5 番議員	(武山 裕一 議員) すいません、どうも、再々問ではございませんけども、とて

議長

も紳士的な答えを頂きまして、少し町営住宅に住んでる人たちも安心が出てきたんじゃないかなろうかと私自身思いますんで、これからも要望の方、よろしくお願いいたします。これで終わります。

(福島 登 議長)

5 番、武山裕一君の質問が終わりました。

(質問終了時間：11時04分)

ここで休憩をします。再開は11時20分からです。

(休憩時間：11時04分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：11時20分)

続いて、安岡良仁君の質問を許します。件名は、部落所有の共有物件の固定資産税について、ほか3件であります。答弁者は、担当課長ほかとなっております。

3 番、安岡良仁君、質問を始めて下さい。

(質問開始時間：11時20分)

3 番議員

(安岡 良仁 議員)

一般質問を行いたいと思います。

私のほうから4件の、大きく質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。部落所有の共有財産の固定資産税について、何点かお聞きをいたします。法的な人格を持たない団体、地区名とか部落名などの名義での不動産の登記は原則できないこととなっております。部落代表者名や共有の個人名義で登記されているケースが多々ございます。

	この場合、形式的にはその個人の方の所有となるため、固定資産税の納税義務もその個人に発生することになります。 ただし、実質的には部落の共有財産であるため、部落の住民が共同で管理し、共有者全員が連帯して納税義務を負うこととなります。このような、喫緊の現状を踏まえて、今後の固定資産税の納税義務について何点かお聞きをいたします。 まず1点目でございます。現在、町内では、実質は部落の所有財産であるが、個人の共有者名義として登記されており、その共有者に対して固定資産税の納税通知がされております。共有者の中には、既に亡くなられ、相続がされていないケースも多々あります。孫、ひ孫まで納税義務が発生しているのが現状でございます。共有者の孫、ひ孫の方は、この納税通知を見てどこの固定資産税なのか、なぜ私が固定資産税を払わなくてはならないのか、疑問を持つ方もおられます。部落所有財産の納税を放棄したいという方も多々発生しているのが現状でございます。部落の代表者の方は、部落の所有財産の管理、固定資産税の納付に現在苦慮している状況にあります。 今後、部落所有財産である固定資産税は、現在の納税者の高齢化等により納税される方がいなくなり、滞納案件になることも今後想定されます。このような事案を町としてどのような対策を講じていくのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 田岡税務課長。
税務課長	(田岡 いずみ 税務課長) 安岡議員の御質問にお答えします。

議員のおっしゃられるように、共有財産を管理されておられる代表者の方は大変御苦勞をされていることと御察し申し上げます。

ただ、この問題は地権者の方々、個々の問題でございます。町として何か特別な対策を講じるということは現時点では考えておりませんが、地区としての対策として考えられるのは、認可地縁団体となり、法人格を得て、団体名義で登記をして管理をしていただく方法や、他の共有者への売却、共有資産の持ち分放棄などが考えられると思います。認可地縁団体の申請につきましては、役場総務課が窓口となっておりますので、お気軽に御相談ください。

売却や持ち分放棄などにつきましては、役場業務ではありませんので、手続方法や費用面などにつきましては、司法書士、行政書士など専門家の方に御相談をされてみるのも解決策を見つける方法の一つかと存じます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

3 番、安岡良仁君。

3 番議員

(安岡 良仁 議員)

今の答弁をいただきました。

この答弁の内容をお聞きしますと、本町の税条例の中に、固定資産税の減免措置という規定がございます。ということは、減免措置ができないという場合については、認可地縁団体としての法人格を取得する。取得して、部落名義、地区名義で所有することで、個人の財産が差し押えられるリスクは回避することができるんですけども、そういったその手続上の問題で、地

議長	区長さんも分からない部分もあります。そういった周知の方法をどうされるのかお聞きをいたします。 (福島 登 議長) 再問で周知の方法を聞くってことやね。 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の再問にお答えさせていただきます。 総務課のほうでは、認可地縁団体の手続の窓口となっております。認可地縁団体とは、地方自治法等に定められた要件を満たし、一定の手続きを経て、法人格を得た自治会等の地縁による団体のことを言います。現在は不動産等の所有を前提としないものに見直されており、令和3年11月26日から、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」を目的として、法人格を取得することが可能になっております。認可地縁団体は法人ですが、株式会社などとは異なり、法務局への法人登記の制度はありません。法人登記にかわる手続きが町の認可及び告示になります。 手続の周知につきましては、ちょっとまだ今のところ周知の方ができておりませんので、今後、ホームページやライフビジョン等で周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員)

	ちょっと今答弁いただいたんですけれども、部落長さんの方は認可地縁団体自体を知らないと思いますので、そういった部分を広く周知していただきたいと思います。 ②に移ります。 先ほど①で質疑した内容なんですけれども、このような事案は特に限界集落と言われている地区に発生している事案であり、減免など、行政として救済措置が必要であると思うということで質問をしたんですけれども、今のところお考えでないということをお聞きしました。 仮にですね、この部落の共有財産が滞納となった場合、この部落所有の固定資産税についても滞納処分をしていくのか、お考えをお聞きします。
議長	(福島 登 議長) 2の一つ目として質問やね。 田岡税務課長。
税務課長	(田岡 いずみ 税務課長) 安岡議員の御質問にお答えします。 滞納した場合についてですが、共有物件の固定資産税に係る納税義務は地方税法第10条の2第1項の規定により、連帯してその納税義務を負うと規定されており、共有者全員が全額の納税義務を負うこととなります。滞納が生じた場合につきましては、共有者全員が滞納処分の対象となり、国税徴収法に基づき滞納処分を行うこととなります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長)

3 番議員	3 番、安岡良仁君。 (安岡 良仁 議員) 分かりました。部落所有の共有財産についても、滞納処分を 地方税法、国税徴収法に則ってやっていくというお考えという ことで理解をいたしました。 次に二つ目の質問に移ります。 阿佐海岸鉄道のDMVの運行、運営等についてお聞きをいた します。阿佐東線、海陽町から東洋町につながる沿線ですけれ ども、これを運営する阿佐海岸鉄道は、2024年度の決算で 経常損失は前年度9.1%減の8813万円の赤字であると、 報道と新聞等で掲載がされておりました。この阿佐海岸鉄道に つきましては、平成4年の開業以来33年連続の赤字でござい ます。令和3年の12月に購入したDMVの乗車人員が18. 6%減の2万5511人であると新聞等で掲載をされておしま した。今後の阿佐海岸鉄道の運行、また運営状況等について、 何点かお聞きをいたします。 この令和3年12月に購入したDMVの購入台数、また購入 金額についてお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の御質問にお答えさせていただきます。 DMVの台数は3台でございます。DMVはマイクロバスを ベースに一から設計、開発を行った車両であり、車両製作費に

	当たりましては、3台で合計約4億5千万円の費用がかかっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 3台分として、4億5千万ということをお聞きをいたしました。そうしたら1台当たり、どれぐらいの金額なんでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の再問にお答えさせていただきます。 1台当たり約1億5千万円となります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) このDMV、1台当たり1億5千万という多額の費用でDMVを導入し、地域の活性化に大きく寄与し、経費の節減につながるのとことで購入したと思いますが、実質経費の節減、地域の経済波及効果につながっているのか。お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長)

総務課長

再々問でやるんですね。

築地総務課長。

(築地 仲音 総務課長)

安岡議員の再問にお答えさせていただきます。

令和3年12月25日から世界初となるDMVの本体営業運行が阿佐海岸鉄道、阿佐東線でスタートいたしました。世界初の本格営業運行ということで、話題性を持つ地域の観光資源として、阿佐東地域に新たな人の流れをもたらし、地域の活性化に寄与することが期待をされておりました。DMVの乗客へのアンケート調査を行っており、旅の目的がDMV乗車の方は65.4%で、一人旅が43.6%、家族旅行が40.6%となっております。宿泊客が65%にも上り、徳島県南部と高知県での宿泊者は53%に上っております。

また、うち高知県の宿泊では28%となっており、多くの観光客の方に宿泊をいただいておりますので、波及効果は十分にあると考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

二つ目の質問に移ります。

鉄道事業の運営、経営などに対しては関係市町村で議論し、いろんな対策を講じていると思いますが、DMVの集客効果は一時的なものであり、今後の経営改善にはDMVの利用促進とコストの削減の両面から取組が必要であると思いますが、東洋

議長	町としての、現在こういった取組を考えているのか伺いたします。 (福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の御質問にお答えさせていただきます。 一般質問については、町の一般事務になりまして、今回の質問では、徳島県及び阿佐海岸鉄道への問合せをさせていただいており、私のほうからは資料等を基に回答をさせていただきます。 阿佐東線については、開業当初から厳しい経営状況が予想されていたことから、令和元年度より、すいません、平成元年度より、海陽町の条例に基づく基金が創出され、徳島、高知両県の沿線自治体が基金を積立て、収支上不足する額に充当することで運行を行っているものです。 阿佐海岸鉄道においては、平成24年度以降5年ごとに経営改善計画を策定し、それに基づく利用促進や経費削減に取り組んでいるところでございます。 利用促進の取組としましては、これまでテレビやウェブ、SNSなどメディアを活用した情報発信、商談会や旅行博でのプロモーション、鉄道フェスティバルなど全国規模で開催される大型イベントへの出展、他鉄道事業者と連携した企画切符の販売、奈半利特別運行などがございます。 経費削減の取組としましては、職員の賞与削減と定期昇給の一部凍結による人件費削減、効率的で利便性の高い運行ダイヤ

	への改正、国費の活用などに取り組んでいるところでございます。 また、阿佐海岸鉄道では、収支改善に向けた取組として、「DMV運転体験ツアー」や、「本線上でのレールスター運転体験」など、世界で唯一の車両を活かした新たな取組にチャレンジをしているほか、地元の観光資源を組合せた「DMV＋１ツアー」など、DMVだけでなく阿佐東地域の認知度向上や地域活性化につながる取組が展開されており、今後とも沿線自治体などとともに連携しながら、経営改善に向けた阿佐海岸鉄道の取組をサポートをしてまいりたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) DMVの利用促進についての取組を何点かお聞きをいたしました。このDMVの利用促進、今後そうですね、現在の経営形態で進めていくのか、ちょっとお伺いします。
議長	(福島 登 議長) 再問で。 (自席より、再問で。との発言あり) (自席にて協議あり) そしたら3番、安岡良仁君、補足してください。
3番議員	(安岡 良仁 議員)

	すいません、ちょっと補足をします。 現在の経営形態といいますと、今後新たな公共交通体系の見直し、今現在、観光客だけに運行されております。地域の足、住民の足としての運行形態等々も含めて、どうお考えをしているのかお聞きをいたします。 （自席より、安岡議員、3番の質問と被ってくる。との発言あり） （自席より、3番は3番で。との発言あり）
議長	（福島 登 議長） 再問を受けたら3番はまた削除するかどうか、本人がまたやるんで、答弁しちゃってください。 築地総務課長。
総務課長	（築地 仲音 総務課長） 安岡議員の再問にお答えさせていただきます。 こちらについても問合せをさせていただいた内容を基に答弁をさせていただきます。DMVは過疎化や少子高齢化が進行する阿佐東地域において、鉄道の維持・存続だけでなく、車両自体が観光資源となり、沿線地域の観光振興はもとより、これを契機とした地域活性化など、様々な効果が期待できるものとして導入されたものでございます。DMVの導入効果を発揮するには、バスモードの活用が重要であることから、地元自治体はもとより、公共交通事業者の意見も踏まえ、住民の足の確保、旅行者の二次交通の強化の視点から、阿佐東地域公共交通会議の承認のもと、他の公共交通事業者との共存可能な運行ルートにより運行しているところでございます。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) いろんな取組み等々もお聞きをしました。 現実ですね、このDMVの事業効果が目に見えてこないのが現状だと思います。観光だけに重視することではなく、
議長	(福島 登 議長) 3 番に移っとんですね。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 3 番です、すいません。 地域住民の足としての運行の見直しなどを行っていくことも必要だと思います。住民の声も聞いてですね、いろんな部分の見直しを行っていただきたいと思いますが、町としてのお考えをお聞きをします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の御質問にお答えさせていただきます。 DMVの運行ルートにつきましては、利用者のニーズや阿佐海岸鉄道職員の負担などの検証や既存交通事業者との役割分担の観点から検討を続けていくものでありますことから、阿佐東

	地域にとっては最良の運行ルートとなるよう、阿佐海岸鉄道をはじめ、沿線自治体や既存交通事業者とともに検討をしてみたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) DMV の運行が存続できるような取組を進めていただきたいと思います。 次に④に移ります。大きな質問なんですけれども、この阿佐東線が開業したのが平成 4 年です。現在の平成（令和）6 年までの 3 2 年間で、東洋町が阿佐海岸鉄道に対して投資した総額はいくらなのかお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の御質問にお答えさせていただきます。 東洋町における阿佐海岸鉄道に対する投資額につきましては、平成元年度に基金が設立されてからになりますけれども、令和 6 年度までに 9 9 8 6 万 4 0 0 円を出資しております。また、DMV 導入促進補助金といたしまして、平成 2 9 年度から令和 3 年度までに 1 億 5 4 9 0 万円を支出しておりまして、合計 2 億 5 4 7 6 万 4 0 0 円を投資しております。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 総額 2 億 5 千万程度を投資をしているということをお聞きをしたんですけど、金額がかなり少ないような感じもするんですけども、一応再問をさせていただきます。この 2 億 5 千万相当を総額投資をしております。この過疎地域の市町村が、公共交通を運営する第三セクターへ投資することで、赤字決算になることは想定の範囲内でございます。しかし、累積赤字が膨らむとほかの行政施策に影響が出てきます。町としてどれぐらいの赤字を想定の範囲内と考えているのか、お伺いいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の再問にお答えをさせていただきます。 現在は、海陽町鉄道経営安定基金により経営をしております、他自治体 14 市町村が積立てしておりますので、他市町村等にも影響もございますので、ここでは答弁は控えさせていただきます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。 どうしますか、4 番再々問いきますか。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) もういいです。
議長	(福島 登 議長) もうよかったら、お昼にしようとしよんですけど、ほんなら構いませんか。次は昼からで構いませんか。途中で申し訳ない。ここで昼に入ります。再開は1時半です。 (休憩時間：11時50分) 休憩前に引き続き、議会を再開します。 (再開時間：13時30分) 午前中に引き続いて、安岡議員の一般質問の続きやりたいと思います。安岡さん3つ目の質問を。3番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) それでは三つ目の一般質問をさせていただきます。 質問内容は、小中学校の熱中症対策の空調設備について、何か質問をさせていただきます。今年の異常気象も、全国的に例年にない猛暑が続いております。現在の猛暑の状況を考えると、喫緊に児童生徒の熱中症対策を講じる必要があります。しかし、今年の当初予算では、小中学校の熱中症対策のハード事業の予算が計上されておりました。熱中症が起こってから対策を講じるのではなく、事故が起きてから対処するという発想ではなく、事故を未然に防ぐための投資として最優先事項と位置づけ、そのための予算措置を当初予算の段階で講じる必要があったと思います。熱中症対策は事前に適切な対策を講じ

	ることで防げる災害であるため、防げたはずの事故として、その責任を問われる場合もございます。 そこで、何点かお聞きをいたします。専決予算で野根中学校で起きた熱中症対策の予算として、7月の1日に一般会計の専決予算として提出がされております。児童生徒の生命を守るために、急速、予算措置を講じたことは理解ができますが、なぜ事前に熱中症対策として、当初予算または6月の補正で予算措置の対応をしなかったのか、お聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松教育次長。
教育次長	(生松 克祐 教育次長) 安岡議員の質問にお答えをいたします。 教育委員会としては、前から検討はしておりました。そして、令和6年にですね、また新たに国の交付金として空調設備整備臨時特例交付金という有利な交付金がありました。そこで空調を設置するためには要件がございまして、断熱材の施工というのも同時に行うということでございましたが、事業規模が大きくなるので、断熱材の施工については、空調設置後も施工可という要件がなされましたので、今現在国の補助金を活用…すいません、その断熱材の施工は空調設置後の施工でも可能ということでございましたので、検討を今しております。 そしてこの国の交付金を活用する場合ですね、その前年の10月までにちょっと要望しなければならないこともございまして、今現在ですね、今年度、国へ要望するための概算事業費っていうのを業者に見積もっていただいてる段階でございまして

	て、それが出て内部で協議してから、また国へ要望していきたいと思っております。ですんで、当初予算には計上できなかったものでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長)
	3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) できなかった理由の答弁をいただきました。この夏の気温は、特に 40 度近い猛暑でもあります。今回の専決予算で計上されておりますスポットクーラー、これは 35 度を超えると残暑環境の下では十分な冷却効果が得られにくいというデメリットがあると言われております。高温多湿の状況では、冷風の放出能力が制限され、周囲の温度低下が期待されないこともあります。来年の猛暑の時期までには、部屋全体が冷える空調設備を整備する必要があると思いますが、来年度以降の町のお考えをお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 再問でやるんですね。 生松教育次長。
教育次長	(生松 克祐 教育次長) 安岡議員の質問にお答えをいたします。 来年度までにとのことですが、今現段階で明確に答えられることがちょっとまだできません。国の要望でも通るかどうか分かりませんので、財政状況とか町の予算とかいろいろあり

	ますので、ちょっと今現在ちょっと明確にはできない状況です。すいません。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 最初の質問の答弁でもあったんですけども、この国の財源対策なんですけれども、国は、学校体育館への空調設備の早期実施に向けて取り組んでおります。10月までに要望しないと、国が受け付けをしてくれないという答弁があったんですけども、この財源についてもですね、国の空調設備整備臨時交付金、これが昨年度から補助率がかさ上げされて、3分の1から2分の1になると言われております。また、補助単価の引上げもされ、上限額が7千万というふうにちょっとネットで見ました。地方債についても、緊防債とか過疎債、本町においては過疎債があり、単年度には過度な財源捻出にはならないと思いますが、町の考えをお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 安岡さん、再々問でよろしいんですね。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再々問です。
議長	(福島 登 議長) 生松教育次長。

教育次長

(生松 克祐 教育次長)

安岡議員の質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおりでございます。2分の1の交付、そして緊防債、過疎債2分の1、町債は30%から25%の町財源ということにもなっております。ですんで、これにつきましても協議はしておりますが、また、国への要望と提出する段階でまた協議しまして、仮に整備になると思います。ちょっとここまでしかちょっとまだ言えませんが、申し訳ございません。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

2番目の質問に移ります。1番目の質問とダブるところもあるんですけども、答弁をお願いいたします。

教室等の空調設備の設置、特に体育館などへの

議長

(福島 登 議長)

2番はもう、すいません。どうぞ、間違えました。どうぞ。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

いいですか。空調設備の設置などについては、多額の費用、工事の工法により、多額の費用を要することは理解ができます。財源についても先ほどお話ししたとおり、お金が要することも分かっております。体育館への空調設備を設置することは、今現

	在の気象状況等を考えると、児童生徒、また使う人によったら地域住民の命にも関わることであり、多額の経費がかかっても必要不可欠なことはやらなければならないと思いますが、現段階での町の考え、教育委員会の考えをお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松教育次長。
教育次長	(生松 克祐 教育次長) 安岡議員の質問にお答えをいたします。 町はですね、様々な分野・事業で同時に整備しているというのは御承知のとおりでございますし、補助金につきましても、使い道の要件というのも決まっております。なんですけども、教育委員会といたしましては、先に申し上げた全てのとおりでございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問ではないんですけれども、先ほど財源についてもちょっとお話をさせていただいたんですけれども、この令和7年度から体育館への空調設備のための光熱水費、維持経費についても、今回新たに普通交付税で算定措置されると言われております。そういったことも含めて、高知県下の体育館の空調整備率は低いんですが、国に沿った体育館への早期整備に向けて取り組ん

	でいただきたいと思っております。これは質問ではございません。 次に、三つ目の質問に移ります。いいですか。
議長	(福島 登 議長) どうぞ。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 平成（令和）7 年度の当初予算では、観光事業の施設整備に約 3 億円近い予算計上をしております。将来に向けての町の活性化事業として必要であることは、ある一定理解ができます。観光事業への数億円の予算と、児童生徒の生命を守るための数千万または数億円の予算と比較した場合、どちらを最優先課題とするのか。町の考えをお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松教育次長。
教育次長	(生松 克祐 教育次長) 安岡議員の質問にお答えをいたします。 先ほど述べた答弁と全く同じになるんですけども、教育委員会といたしましては、先ほど申し上げたとおり事務をしておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) 早期整備に向けて、よろしくお願いをいたします。 次に四つ目の質問に移ります。 白浜海岸観光活性化事業について、何点かお聞きをいたします。当初予算で自然休養村改修工事約 1 億 9 5 0 0 万円の予算が計上され、3 月議会で議決がされております。財源は新しい地方経済生活環境創生交付金と過疎債を充てております。この自然休養村改修工事の進捗状況についてお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の御質問にお答えします。 東洋町自然休養村改修工事につきましては、先月 8 月 2 2 日に改修の実施設計を終えたところでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 今、答弁の中で 8 月の 2 2 日に実施設計が終えたという答弁をいただいたんですけども、この完成はいつ頃を見込んでいるのか。また、ひょっと年度内完成ができず、繰り越される予定なのかお聞きをいたします。

議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の再問にお答えします。 現時点ではこの事業につきましては国の交付金を活用しております。その中でこの後にも御質問があるかと思えますけども、白浜のグランピング施設の整備事業、これ二つセットになって交付の採択を受けております。今現段階では、着手につきましては、年度内に予定をし、工事については年度内完成は現段階では難しいというふうに考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 二つ目の質問に移ります。先ほどの答弁の中で、自然休養村改修工事と白浜グランピング整備事業、これセットで事業採択を受けるとのことのお話があったんですけども、この当初予算で計上された白浜グランピング施設整備事業委託料 6 1 0 0 万円の進捗状況についてお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の御質問にお答えします。

	白浜グランピング整備事業につきましては、6月の27日に地域の関係者などに施設整備の説明会を行いまして、意見等を頂戴したところでございます。グランピング整備についての賛同までは得ることができませんでした。この説明会での意見等を踏まえまして、町長の行政報告にもありましたように、設備投資に対する費用対効果などを勘案しまして、本事業の見直しと交付金事業の計画変更につきましても検討をいたしているところでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 6月の27日に説明会があったとお聞きをしました。 この地域住民の方に対して、ある一定の合意形成が図られたのかどうなのか、ちょっとお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 再問ですね。 (自席より、はい、再問です。との発言あり) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の再問にお答えします。 地域の関係者などに御説明をいたしましたけども、良い返事といえますか、なかなか賛同を得るようなところまでは行くことができませんでした。また観光の関係事業者の方のほうにも

	ですね、いろいろと御意見の方をいただいたところでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 地域の住民の方に説明されたとお話を聞いたんですけども、地域住民はどの範囲まで説明を行ったのか、また庁議資料の中でちょっと見たんですけども、実施体制は実行可能か？（ハテナ）と書かれていましたが、何か問題等があったのかお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 再々問ですね。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の再問にお答えします。 この6月27日の説明会につきましては、白浜地区の役員さん、それと各地区長さん、住民さんの方、28名の方を対象にしましてグランピング整備の御説明をしたところです。

	あと何やったですか。 （自席より、庁議の実施体制は可能？（ハテナ）で書かれちゃうのはなにか問題があったのか。との発言あり） こちらは設備投資に対する費用対効果などそういったところをやっぱり含めて、再度検討する必要があるのではということでございます。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	（安岡 良仁 議員） 三つ目の質問に移ります。 この白浜グランピング施設の設置位置、またサービスの内容、実施体制について、現段階での計画等についてお聞きをいたします。
議長	（福島 登 議長） 大坪産業建設課長。
産業建設課長	（大坪 靖幸 産業建設課長） 安岡議員の御質問にお答えします。 グランピング施設の整備につきましては、当初の計画では白浜海岸の津波避難タワーの横のスペースを活用しまして、ドーム型テントを 3 棟、それとアウトドアサウナ 1 基の整備を計画をしておりました。運営管理や整備工事等を委託する業者につきましては、公募型プロポーザルによる選定を予定しておりました。先ほどの御質問と答弁が重複いたしますが、当初予定し

	ておりました津波避難タワー横への整備は困難と判断をしております。本事業の見直しを進めていくこととしておりますことから、設置位置、サービス内容、実施体制につきましては未確定の状況となっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 当初計画より設置位置等々が変更されたということで、変更内容等についても、ある一定の時期にまた議会のほうにも報告していただきたいと思います。 それと四つ目の質問です。この白浜グランピング施設を設備投資し、事業の採算性の見込みについて、今現在どう考えているのかお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の御質問にお答えします。 3 月議会で答弁をさせていただきましたように、グランピング整備事業の収支見通しにつきましては、令和 8 年度から 5 年分のシミュレーションを作成しており、3 年目から利用者の増により黒字に転じる見込みとしておりましたが、現段階では、設置場所、設置数などを含めまして、当初の計画から見直しを進めていくという状況にありまして、採算性につきましても見

	込みを立てることは困難となっております。 議員に答弁させていただきました、この自然休養村改修工事とグランピング整備事業の二つの施設について、第2世代交付金事業の採択を受けております。今後この事業計画につきまして変更がどの範囲まで可能なのか、国・県に相談をしているところでございます。よって自然休養村の改修工事につきましては、実施設計は終えているものの次の段階、改修工事ですね、これに入っていくことはできない状況となっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 採算性については、8年から5年間で、3年目から黒字になるということで当初計画があったと思うんですけども、この事業改革の変更になった原因はどんなものでしょうか。お聞きをします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。再問です。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の再問にお答えします。 これも先ほど答弁の中でありました、6月27日に地域の関係者などに施設整備の説明会を開いたところですけども、その意見の中では、なかなか前向きな回答といえますか、理解を合

意を得ることができませんでしたので、今回、国・県に相談しているところでは、仮にこのグランピング施設を仮にやめた場合、今採択を受けています自然休養村の改修工事、これについては採択として残していただけるのかどうか。また、グランピング施設にかわる新たなものを何か計画せんといかんのか、そういったところも含めて、今相談をしているところでございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

もう一回いけます。再々問いけます。

3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

6月27日の説明会があって、住民の方からいろんな御意見をいただいたとお聞きをしました。具体的にどういった意見があったのか、教えていただきたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

大坪産業建設課長。

産業建設課長

(大坪 靖幸 産業建設課長)

安岡議員の再問にお答えします。

まず一つは騒音が気になるのではと。国道に面しているところなので騒音などが気になるのでは、そのほか、住民の散歩コースにもなっておりますので、人通りであったり犬なども身近に感じ過ぎてグランピング施設として立地的にちょっとマッチをしてないんじゃないのかというような御意見もありました。

議長

また観光事業者からはですね、夏場におきましては目の前でジャンボスライダーなどのアトラクション、そういったエリアでもありますので、運営など、そういったところにも支障を来すのではないのかというような御意見をいただいております。以上でございます。

(福島 登 議長)

3 番、安岡良仁君の質問が終わりました。

(質問終了時間：13時58分)

続いて、大坪千倫君の質問を許します。件名は、地域計画についてほか2件であります。答弁者は、担当課長ほかとなっております。

1 番、大坪千倫君、質問を始めて下さい。

(質問開始時間：13時58分)

1 番議員

(大坪 千倫 議員)

通告に従いまして、大枠3点質問させていただきます。

一つ目は、地域計画についてです。地域計画は、10年後の農地利用の目標地図を関係者の話合いで策定するもので、改正された農業経営基盤強化促進法によって、今年の3月末までに策定されることとなっております。この農林水産省がまとめた全市町村の集計結果を見ますと、将来の担い手が位置づけられていない農地は全国で約3割、地域ブロック別に見ますと、中国・四国地方は約6割となっており、将来の担い手が位置づけられていない農地の割合が特に高い状況となっております。

以上の情報を踏まえまして、質問に移っていきたいと思いま

	す。 (1) 本町のホームページにアップされておりました、地域計画を見ました。そこに載っていたのは、将来の担い手が位置づけられていない農地の割合は、本町の場合は約7割であり、中国・四国地方の、先ほど6割と言いましたけれども、それよりも高い数値となっております。この値の改善に向けて町はどのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 大坪議員の御質問にお答えします。 この地域計画は10年後を見据え、目標地図によってどの農地を誰が耕作するかを一筆ごとに明確にするものであります。 御質問の将来の担い手が位置づけられていない農地の割合が高いという現状につきましては、町としても重く受けて止めております。町としても、農地の有効利用と持続可能な農業の実現に向け、地域計画の実効性を高めることが重要であると認識しております。具体的には、農業委員会やJAと連携し、遊休農地の利活用に取り組むとともに地域内外の新規就農者の確保・定着支援を進めております。また、地域内の話し合いを通じて中心的な担い手の育成、位置づけを進める予定であります。加えて、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積を促進することで、位置づけのない農地の割合を改善していきます。 今後、関係機関と連携しながら地域の皆様と対話を重ね、10年後の目標年度に向けて農業の担い手の確保と地域農業の維

議長	持発展に向けて取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。 (福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 答弁ありがとうございました。 関係機関等との話し合い等はこれからだということで理解しました。 次の質問に移ります。 (2) この地域計画策定、令和 7 年 3 月 3 1 日付けで策定されておりましたが、この地域計画は、農業者や農業委員会等、関係機関はどのように携わったのかお伺いいたします。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 大坪議員の御質問にお答えします。 地域計画の策定に当たりましては、農業者が多く集まる会などに参加し、地域の実情に即した計画策定となるよう配慮しました。また、県やその出先機関などの関係機関と妥当性を高めるため、定期的に情報共有や意見交換を行いながら進めました。それを基に作成した素案について、農業委員会やＪＡ、農地中間管理機構に意見をいただき、現場の声を計画に反映させながら、関係機関と密接に連携するよう取り組んでまいりました。

議長	以上でございます。 (自席より、再問します。との発言あり)
1 番議員	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
議長	(大坪 千倫 議員) 再問します。 1 点、地域計画、ホームページにアップされてましたけれども、この最終版は農業委員会の皆様とは共有されているのかを伺います。
産業建設課長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。
議長	(生田 憲一 産業建設課長) 大坪議員の再問にお答えします。 最終的な地域計画につきましても、様々な関係機関の方に見てもらって、最終案としてホームページにアップしてるっていうことに認識しております。 (自席にて、協議あり) 配布したかどうか…すいません。それにつきましては、すいません、ちょっと確認をしておりません。すいません。

1 番議員	(大坪 千倫 議員) 答弁ありがとうございました。もし配布されてなかったら、農業委員会の皆様に配付をお願いしたいと思います。 次に移ります。 (3) この地域計画の策定で、この計画の実行に当たって、地域の農地や地主、耕作者に詳しい農業委員会の力は必要であると思います。(1)でも農業委員会等にヒアリングはしたとおっしゃってますけれども、もっとしてもいいのかなというのは個人的に思っているところです。将来の地域農業について、農業委員会の皆様と一緒に考えていく体制づくりが必要だと思いますが、町の考えをお聞きします。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 大坪議員の御質問にお答えします。 大坪議員の御指摘のとおり、地域計画の策定・実行において、将来の地域農業につきましては、農業委員会と連携して考えていく体制づくりが大変重要なことであると認識しております。 町の考えとしては、農業委員会と密に連携し、地域の農業の現状や課題を共有しながら、持続可能で活気のある農業を目指すことが大切であると考えております。具体的には、地域の農業者や関係者の意見を取り入れつつ、長期的なビジョンを描き、その実現に向けた具体的な施策を検討していくことが必要です。また、農業の振興や後継者育成、環境保全など、多角的な視点から計画を進めていくことも重要であります。町としては、

議長

1 番、大坪千倫君。

(大坪 千倫 議員)

まだ、農業者の方で、地域計画とは何かっていうところを知ってない方も多いと思いますので、どんどん地域の方を巻き込んで進めていってほしいなと思っています。

再問はもうしませんが、今回のこの地域計画の質問させていただくに当たって、県の関係機関の職員の方にもヒアリングも重ねて臨んでおります。話を聞きますと、生田課長のほうでも答弁ありましたけれども、話合い、地域によっては進んでるところでは座談会も開催しているというところもあるよというのを聞いてます。今後、実りある活動にさせていただくように望みたいなと思っております。

次に移ります。大枠二つ目、ふるさと納税の使い道について、
2つに分けて伺います。

議長

(福島 登 議長)

106

総務課長

(築地 仲音 総務課長)

大坪議員の御質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税の具体的な活用事例について、御報告させていただきます。1つ目としまして、のびのび育てよう東洋町の子ども育成事業では、出産奨励金、児童生徒学生等入学支援補助金、給食費無償化事業、保育園無償化事業に、また、4つ目の健康づくりの推進では、各種検診委託料、福祉サービス総合事業委託料に、6つ目の農業、観光の振興では、がんばる農業支援事業補助金、育苗ハウス修繕費補助金、サーフィン大会補助金、納涼祭補助金、東洋町観光振興協会補助金、イルミネーション実行委員会補助金に、8つ目の町長お任せコースとして、がんばる漁業支援事業補助金、野根川放流鮎・ウナギ購入補助金、商工持続発展支援事業補助金などに活用させていただいております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

1番、大坪千倫君。

1番議員

(大坪 千倫 議員)

具体的な活動事例、聞かせていただいております。ありがとうございます。

次に移ります。本町のふるさと納税では、寄附者が使い道を指定することもできますが、使用用途を町長に任せる「町長お任せコース」というものも存在します。恐らく多くの寄附者は「町長お任せコース」を選択していると思いますが、この「町長お任せコース」で頂く寄附金を中心として、今後、こんなものに使いたいよ、という寄附金の活用計画ありましたらお伺い

議長	したいと思います。 (福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 大坪議員の御質問にお答えさせていただきます。 「町長お任せコース」で頂く寄附金を中心に、今後の寄附金活用計画でございますが、現在、ふるさと納税で頂いた寄附金につきましては、東洋町が単独で取り組んでおります事業に活用をさせていただいております。今後の予定ではございませんが、例えば令和6年度の繰越し事業の東洋町白浜海水浴場海上遊具等の備品購入費にも活用をさせていただいております。 今後につきましては、本町が新たに取り組む単独事業がございましたら、ぜひ活用させていただきたいと考えております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 1番、大坪千倫君。
1番議員	(大坪 千倫 議員) 再問はしません。今回、住民の方からふるさと納税の使い道知りたいと要望ありましたんで、質問させていただきました。 また一議員としましても、予算書見るだけではふるさと納税どんなことに使われているのかっていうのは分からないポイントでもあります。もし今後可能でありましたら、予算説明時や町長の行政報告等で、説明いただければ一個人としてありがた

いなと思っています。

次、最後行きます。大梓 3、学校給食について 1 点伺います。

本町では給食費が無償となっており、子育て世帯には大変助かる取組となっていると思います。ただ気になるのが、給食費の無償化が全国的に進む一方で、近年の急激な物価高騰により予算不足が問題となり、質素な献立となっている自治体が増えていると聞きます。現在、本町では子供たちに対して、質と量ともに満足いく給食が提供できているのかについてお伺いいたします。

議長

(福島 登 議長)

蛭子教育長。

教育長

(蛭子 浩久 教育長)

大坪議員の質問にお答えいたします。

給食の無償化は、令和 5 年度の 2 学期から実施しておりますが、実施に当たってこれまでの実績額より 1 割程度増額して予算化をしております。令和 7 年度につきましては、さらなる物価高騰が予想されておりましたので、その分も見込んで予算化しております。したがって質と量ともに問題ないものと考えております。それでもまだ年度末が近づきまして、予算不足になりそうな場合は補正予算で対応し、質と量とも変わらないものにしたいと考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

1 番、大坪千倫君の質問が終わりました。

(質問終了時間：14 時 14 分)

	続いて、廣田斎史君の質問を許します。 件名は、本町の事業補助金制度について、ほか1件であります。答弁者は、町長ほかとなっております。 2番、廣田斎史君、質問を始めて下さい。 (質問開始時間：14時14分) (廣田 斎史 議員) 私からは、大枠二つについて質問していきます。 まず大枠1、本町の事業補助金制度について。町が実施する各種事業補助金制度について、事業成果や検証体制、改善の可能性について、特に補助金が地域経済に与える実質的な効果と制度の持続可能性について伺っていきます。 ①がんばる漁業支援事業補助金について。本補助金は令和元年から6年度まで合計2900万円が交付され、補助1回目から6回目の方まで、延べ72名に交付されています。本補助金を導入するに至った経緯をお聞かせください。 (福島 登 議長) 生田産業建設課長。 (生田 憲一 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 本町では、漁業者の担い手不足、収益性の確保といった課題は以前からございました。持続可能な漁業の推進と地域の漁業者が抱える経済的課題に対し、それまでなかった個人を対象とした使い勝手のよい補助事業の創設を求める声もあり、一次産
--	--

2番議員

議長

産業建設課長

	業の支援を目的として導入したものでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田 斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) それでは②に移ります。 交付要綱の第 3 条、補助金の交付の対象となる事業、(2) 漁業者が経営安定につながるためのハード・ソフト事業とありますが、この規定にあたる漁業者の条件を具体的に伺います。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 交付要綱にある漁業者としましては、一般的に漁業を生業として営む者を指しております。具体的には、漁業権や漁船登録を有し、実際に漁業活動を行っていること、また漁協の組合員となって水揚げ実績があることを一つの基準としております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田 斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員)

	再問します。 先ほど漁協の組合員という答弁ありましたが、組合員には組合員と准組合員、二つあります。これは両方条件に入るのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 廣田議員の再問にお答えします。 准組合員でありましても、先ほど答弁しました一定の基準に該当する方であれば、対象となり得ます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 再々問。組合員、准組合員で一定の条件という話だったんですが、水揚げ実績、これさっき入るということやったんですよ。やったみたいですが、この水揚げ実績、具体的にどれぐらいの水揚げ実績かっていうのが条件に入っているのかどうか伺います。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長)

	廣田議員の再問にお答えします。 明確な規定などはありませんが、漁協などに問合せして、それなりに水揚げ実績があると判断しました場合は対象とさせていただきます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) それなりにですか。ちょっとあれですが、それでは③に移ります。漁業者が規定の条件に合致しているかどうかの確認、先ほど漁協にということだったんですが、その確認の仕方というか、これずっと最初から開始当時からやられているのかどうかを伺います。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 漁業者の確認につきましては、補助制度としまして補助制度の対象者を適切に把握するために、申請時の聞き取り調査に加えまして、漁協に加入状況、水揚げ状況、過去の操業実績などを確認しております。多分補助事業の開始からこういうやり方でいっていると思います。
議長	(福島 登 議長)

2 番議員	2 番、廣田 斎史君。 (廣田 斎史 議員) 行っているということなんで、これからも厳密にお願いします。 それでは④に移ります。補助金制度の継続や打ち切り、これを判断するためには、補助金の成果を判断する基準が必要と考えます。補助金を受けた事業者からの成果報告や聞き取り等は行っているのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 補助事業の実施後における成果報告や聞き取り調査につきましては、現時点では実施できておりません。これは何をもって成果とするのかの判断が難しく、調査形式が確立していなかったことが原因でございます。しかしながら、事業の成果を的確に把握し、今後の制度改善につなげていくためにも、成果の把握や漁業者からの意見聴取は重要であると認識しております。 今後は可能な範囲でアンケート調査を含め、効果的な事業検証の仕組みづくりに取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田 斎史君。

2 番議員	(廣田 斎史 議員) それでは⑤に移ります。 交付要綱の第4条(1)漁業者(新規就漁者は含まない)とありますが、漁業従事者が減少する中で、新たに漁業に携わろうとする方にも補助すべきと考えますが、なぜ外されているのかお聞きします。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 本町におきましても、漁業者の高齢化や後継者不足が深刻な課題となっており、地域の漁業の持続的な発展に向けては、新たな人材の確保・育成が喫緊の課題であることは認識しております。 その上で、がんばる漁業支援事業費補助金の対象者に新規就漁者を含まない理由としましては、国や県による新規就業者に特化した別制度の補助事業があるためでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) はい、分かりました。

議長	それでは、⑥に移ります。7年間実施してきた制度ですが、この成果に対する評価を伺います。 (福島 登 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 本町では、漁業の振興と漁業者の経営安定を目的として、令和元年度より7年間にわたり漁業支援事業を継続的に実施してきました。この間、漁業用機器及び漁船用機器の導入支援などの実績を上げております。依然として担い手不足や収益性の確保といった課題は残っておりますが、これまでの支援により、経営基盤の安定化と後継者育成への土壌づくりに対し、一定の成果をあげたのではないかと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2番、廣田斎史君。
2番議員	(廣田 斎史 議員) ⑦です。今後、この制度を継続するのか、するのであれば、先ほどおっしゃったような成果の検証、これの上で改善点も必要となると思いますが、どういう改善点があるのか、お考えでしょうか。
議長	(福島 登 議長)

産業建設課長	生田産業建設課長。 （生田 憲一 産業建設課長） 廣田議員の御質問にお答えします。 がんばる漁業支援事業費補助金につきましては、当面継続していく考えであります。その上で議員御指摘のとおり、これまでの取組については、成果の検証を行い、その結果を踏まえて制度の見直しや改善を図っていくことが必要であると考えております。漁業用機器や漁船用機器の導入支援などの一定の成果はあるものの、担い手不足の解消や収益性の向上といった点では、なお課題が残っていると認識しております。 今後は、漁業者や漁協など現場の声を聞きながら、事業の実効性を高めるとともに、より効果的で持続可能な支援の在り方について検討していく考えであります。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	（廣田 斎史 議員） それでは⑧に移ります。商工持続発展支援事業補助金が廃止されましたが、廃止に至った経緯を伺います。
議長	（福島 登 議長） 大坪産業建設課長。
産業建設課長	（大坪 靖幸 産業建設課長） 廣田議員の御質問にお答えします。

	この商工持続発展支援事業費補助金は、平成２７年度に国の交付金を活用し、創設をいたしております。 創設に至った経緯は、町内には当時コンビニもなく、商店が消滅するという恐れもあったことから、店舗の経営維持や存続につなげることを目的としまして、店舗の設備投資や改修などに要する経費を支援してまいりました。 令和５年度までの９年間で町内６４事業者、補助金ベースで約９３００万円の補助実績となっておりまして、これまで継続的な支援を行ってまいりましたので、当初の目的を一定程度果たすことができたのではと考えております。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） ２番、廣田斎史君。
２番議員	（廣田 斎史 議員） それでは⑨。新たにできた起業支援事業費補助金。これは、起業する方には大変ありがたい制度ですが、人口減少や経費の増加で事業の継続に苦勞されている従来の商工者の方はまだまだ多いと思います。これらに対するやっぱ補助金制度は、特に高齢者の方の住民生活の利便性にも直結するものと考えますが、今後復活する考えはありますか。
議長	（福島 登 議長） 大坪産業建設課長。
産業建設課長	（大坪 靖幸 産業建設課長） 廣田議員の御質問にお答えします。

商工持続発展支援事業費補助金を復活する考えはという御質問ですけれども、令和５年度までの店舗等の設備投資や改修費に要する補助金事業から転換を図りまして、令和６年度より高知県人口減少対策総合交付金を活用しまして、移住者や雇用の増を図るため、起業支援、事業承継、第二創業者への補助を目的に東洋町起業支援事業費補助金を創設したところでございます。

この起業支援事業費補助金は、令和６年度では、事業承継１件、第二創業２件の実績でございまして、令和７年度では、創業１件、事業承継３件、第二創業３件の採択をしており、本事業の成果を期待しているところであります。また、商工会には小規模事業者持続化補助金、これは補助の上限が５０万円となっておりますが、こういったものも創設されてございまして、商工持続発展支援事業費補助金と同様の補助が受けられることができますので、こちらの補助金をぜひ活用していただければと思います。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

２番、廣田 斎史君。

２番議員

(廣田 斎史 議員)

分かりました。

それでは⑩に移ります。本町には各課にわたって多種多様な補助金制度がありますが、これ住民への周知をどう行っているのか伺います。

議長

(福島 登 議長)

総務課長	築地総務課長。 (築地 仲音 総務課長) 廣田議員の御質問にお答えさせていただきます。 毎年4月の広報で、町の補助金制度について掲載をさせていただいております。本年度は広報紙4ページから6ページにかけまして掲載をさせていただいております。住民課からの補助金、産業建設課からの補助金、総務課からの補助金と、それぞれ担当課ごとに掲載をしております。分からないことがございましたら、各担当課までお問合せをいただければと思います。 また、東洋町の行政防災情報アプリ、ライフビジョンにおきましては、メニューの中で、結婚・妊娠・子育てに分けて、各種助成事業などの掲載もしておりますので、御確認いただければと思います。ライフビジョンでは、2023年2月号から広報紙や議会だよりの掲載をしております。過去の広報誌なども確認できますので、ぜひ御利用いただければと思います。 アプリのインストールにつきましては、総務課へお問合せください。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 廣田議員再問されますか。次に移りますか。 (自席より、再問します。との発言あり) そしたら再問どうぞ。2番、廣田斎史君。
2番議員	(廣田 斎史 議員) 再問します。僕も町のホームページ、ライフビジョンでどういう周知してるかなと思ってちょっと調べたんですが、辿って

いけば町のホームページも各種事業は載ってるんです。ライフビジョンにも確かに子育てとか妊婦さんへの補助金は載ってるんです。だけどやっぱりホームページで思ったのが、1番最初にアイコンがぱっと並んどって、その中に各種補助金とかいうのがぱっと分かるようにして、そこをクリックすれば全課にわたっての補助金がすぐ出てくるとか、そういう制度というかそういうふうに工夫してもらえれば、みんな分かりやすいし、すぐ入りやすいと思うんで、その辺ちょっと改善どうですかね、ちょっとお伺いします。

議長

(福島 登 議長)

再問です。築地総務課長。

総務課長

(築地 仲音 総務課長)

廣田議員の再問にお答えさせていただきます。

令和6年度にホームページのリニューアルをしたばかりでございますけれども、やはり見やすくってということの御指摘でございますので、ワンクリックで全課の補助金を確認できるようなレイアウトについて、ちょっとこれから改善を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

ここで一旦休憩します。再開は2時50分です。

(休憩時間：14時36分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：14時50分)

2 番議員	2 番、廣田斎史君、2 番の一般質問から再開してください。 2 番、廣田斎史君。 (廣田 斎史 議員) 大枠の 2、南四国アイランド事業について伺っていきます。 南四国アイランド事業は、東洋町と徳島県海陽町が連携して地域活性化を図る広域事業であり、観光振興や移住・定住促進、地域ブランドの確立など、多面的な効果が期待されている本事業の進捗状況や成果、財源の透明性、住民参加の在り方などについて、現状を確認するとともに、今後の展望と町としての戦略的な関与について伺っていきます。 ①南四国アイランド事業の目的と、東洋町、本町としての位置づけと関わり方を伺います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 この南四国アイランド活性化事業は広域的な観光振興策として、東洋町と海陽町が連携し、両町が持つ観光資源を生かしまして、観光客の誘致や観光事業の活性化につなげる取組でして、令和 2 年度から 3 年度では野根川及び海部川をテーマに観光推進事業に取組みまして、令和 5 年度からは自然豊かな海をテーマに設定しまして、両町で取組みを進めているところでございます。 本町では、第 3 期東洋町まち・ひと・しごと創生総合戦略に、

	地域を越えた観光ルートの開発、広域プロモーションの強化やDMVの利活用の推進など、観光施設を拠点とした周遊促進と広域観光連携として位置づけをしております。以上でございます。 （自席より、議長、ちょっと大坪さん、ちょっと声をゆっくり、もうちょっとゆっくり。との発言あり）
議長	（福島 登 議長） 分かりました。もうちょっとゆっくり説明をしちゃってください、次から。 2番、廣田斎史君。
2番議員	（廣田 斎史 議員） それでは②に移ります。現在までに実施された具体的な取組内容とその成果について教えてください。
議長	（福島 登 議長） 大坪産業建設課長。
産業建設課長	（大坪 靖幸 産業建設課長） 廣田議員の御質問にお答えします。 令和5年度からは、東洋町・海陽町の2町が連携をしまして、自然豊かな海をテーマに、令和5年度では、観光パンフレットの作成、新たな観光資源の発掘調査を、令和6年度ではPR動画の作成、観光案内盤の設置、これは町内4か所を設置をしております。令和5年度に引き続き、新たな観光資源の発掘調査を、令和7年度では、スタンプラリーや両町共同によるマリン

	イベントの実施。継続的に取り組んでまいりました、新たな観光資源の発掘調査では海洋生物などのデジタル図鑑の制作に取り組むことにより、広域観光の活性化、情報発信の強化を進めているところでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田 斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 再問します。先ほど答弁の中にマリンイベントというのがありました。このマリンイベントの内容と、どれぐらいの集客があったのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の再問にお答えします。 マリンイベントにつきましては、この前の9月14日日曜日に開催をいたしまして、本町ではシーカヤックの体験、それと黒潮生物研究所にも御協力をいただきまして、海洋関係の展示や体験などを実施しております。また、海陽町のほうではマリンジャムにおきまして、ユーチューバーの方に来ていただいて講演など開催をいたしました。 東洋町の実績としましては、シーカヤックのほうでは延べ8名の御参加をいただきました。 計画では、白浜海岸のほうでシーカヤックを体験してもらう

	というように考えておりましたけども、海況の状況によりまして叶うことができませんで、小池川の河口の方活用して実施をしております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) それでは、③に移ります。 観光誘客数や経済効果など、事業の成果を計る指標、これはどのように設定されているのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 国の交付金の実施計画では、成果の指標を阿佐海岸鉄道DMVの乗車数、道の駅東洋町来客数、道の駅穴喰来客数、海洋自然博物館マリンジャムの来館数、この4つの指標を設定しております。本事業の計画では、経済効果の指標は設定をいたしておりません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員)

	それでは④に移ります。 本事業に充てられている予算の額とその財源の内訳について説明してください。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 令和５年度から７年度までの３か年の計画として答弁をさせていただきます。東洋町分の５年６年の決算及び７年度は事業を進行中ですので予算額ということになります。合計としまして、総事業費１８２２万円、財源としましては国の交付金、地方創生推進交付金、７年度からは第２世代交付金に衣替えしております。交付金の額としましては８５９万９千円、補助率の２分の１を活用しております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ２番、廣田斎史君。
２番議員	(廣田 斎史 議員) それでは⑤に移ります。 町民の意見や参加はどのように事業に反映されているのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。

産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 南四国アイランド活性化協議会を立ち上げておりまして、その構成メンバーは両県、両町の自治体職員９名と、両町の観光協会を構成メンバーとしておりまして、事業計画などについて参画をいただいております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ２番、廣田斎史君。
２番議員	(廣田 斎史 議員) それでは⑥に移ります。 民間事業者との連携は進んでいますか。具体的な事例があれば教えていただけますか。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 令和５年度から両町が連携をしまして、自然豊かな海をテーマに新たな観光資源の発掘調査、これは赤葉島から葛島沖をとってサンゴ礁の調査、またDMVを主軸とした観光推進に取り組んできました。東洋町では道の駅東洋町、海陽町では海洋自然博物館マリinjaムなどの観光施設にて情報発信を行ってきているところでございます。

	本事業の事例としまして、大阪・関西万博の開催に合わせ、両町の観光施設をめぐるスタンプラリー、黒潮生物研究所の御協力により、道の駅東洋町において海洋生物の展示など、民間事業者との連携を進めてまいりました。また、甲浦中学校のほうでも継続的に海の環境学習に取り組んでいただいております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 再問します。 道の駅やマリンジャムとの連携と答弁ございましたが、一般企業で、地元の事業所も含みますが、一般企業、他所の会社、町外の会社等との連携とかそういうのは考えていることはないでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 この南四国アイランド事業の中には協議会がありまして、その中には観光振興協会の方も加わっていただいておりますので、そういった中で今後、町内外の企業なり、また参画などしていただく可能性はあるのかなというふうに考えております。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) それでは⑦に移ります。 今後の展開として、どのような施策、先ほどの答弁にもあったと思いますが、どのような施策を予定しているのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 自然豊かな海をテーマにしました、東洋町、海陽町の 2 町での連携事業も今年度で 3 か年計画を終えることになります。 今後の展開としまして、令和 8 年度以降、両町で継続して連携を進めていくのであれば、事業の目的やテーマの設定も必要になるかと思しますので、まずは南四国アイランド活性化協議会の中で検討・協議をしてまいりたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) それでは⑧に移ります。

議長	今後、この本事業を継続していくために、先ほど予算の内訳について国の交付金という話もありましたが、これまたずっと継続していくためには自主財源の確保が重要になってくると考えますが、事業の収益性を高める手立て、これはございますか。 (福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 令和８年度以降、南四国アイランド活性化事業を継続していくとなった場合、やはり国の交付金など財源の確保が優先されることになると思います。また、収益性を高めていくには、両町の宿泊施設や飲食店など観光施設関連の増収につながるような取組みと、本事業に対して民間機関含めた協力団体などからの資金の獲得や、参画する事業者などから負担金を求めることで、自主財源の確保につなげることも想定ができます。 いずれにしましても、南四国アイランド活性化協議会の中で検討・協議をしていく必要があると考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ２番、廣田斎史君。
２番議員	(廣田 斎史 議員) それでは最後に⑨、この事業を続けていくための今後の課題、これを伺います。

議長

(福島 登 議長)

大坪産業建設課長。

産業建設課長

(大坪 靖幸 産業建設課長)

廣田議員の御質問にお答えします。

今後の課題ということですが、両町に共通する豊かな自然環境を活用し、新たな観光コンテンツの創出、磨き上げなどに取り組んできているところです。このコンテンツの充実を図っていくには、一つ目は、つくる・磨く。二つ目、知ってもらう。三つ目、来てもらう。四つ目、リピーターになってもらう。この循環をつくり上げていく取組みの強化が必要と考えております。

また、本年度も折り返しに来ておりますが、南四国アイランドの取組をSNSや各種メディアなどを更に活用しまして、情報発信の強化、認知度の向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、廣田斎史君の質問が終わりました。

(質問終了時間：15時59分)

続いて、田島毅三夫君の質問を許します。

件名は、苦情の募集と町民の会設置を問う、ほか6件であります。答弁者は、町長、職員となっております。

7番、田島毅三夫君、質問を始めて下さい。

(質問開始時間：15時07分)

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは、一般質問させていただきます。 1 番として、苦情の募集と町民の会設置を問うということで、お聞きしたいと思います。このままでは町は終わってしまう、寂れてしまう、住民さんや町外の方に行政や委員会、議会などへの苦情や提言の募集を行ってですね、町民の会を立ち上げ、検討、対策しようではないかということでございます。これは今まで町長に何度も言いましたがそのままになっております。お願いします。
議長	(福島 登 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 田島議員の御質問にお答えいたします。 この提案は初めてじゃないかなというふうに思ってます。通告書を見る中でこの今回の御提案ですけど、確かにこれって、僕は議会の役割なんじゃないかなというふうに思ったところです。議会基本条例見ましてもですね、そのように感じたところであります。例えばですね、昨年、議会の方が行われました、住民と町議会議員との地域意見交換会というのが開催されたと思うんですけども、そういった議会なり議員活動がこの御質問の町民の会に類する会議ではないかなというふうに感じました。以上でございます。
議長	(福島 登 議長)

7 番、田島毅三夫君。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

以前に何回か質問したのは、例えば何ですか、住民さんの意見ですね、ポストに入れていただいて、ほんでそれを町のあそこの入り口の広間に並べて、ほんでそれを見たらうと。それに対して行政からお答えをその横に並べて見たらうと、こういう提案でした。ほんでもうそれを思い出してもらってですね、私たちの町、東洋町を発展・振興させるには現状の打破が必要になります。今後どうするか。このままだと大変なことになります。それには行政による各団体への補助金だけではできません。それだけでは絶対に良くなりません。全住民が各自の意見や考えを出し合い、団結して町挙げての検討会、協議会ですね、を持たなければ絶対にまとまらないという、成功しない。これは私の持論です。そういう意味でお聞きしてます。もう一度答弁をお願いします。

議長

(福島 登 議長)

再問ですね。

長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

田島議員の再問にお答えをいたします。

確かにですね、田島議員のおっしゃるとおり、町民の皆様方あるいは町外の方からの外部の視点での行政に対する御意見あるいは、苦情というのは、町政に活かしていかななくてはならないというふうに常に考えております。しかしですね、町の、先

ほども言いましたけど、各施策、各課題につきましては、それぞれのですね、行政機関で取り組んでおりますし、各種計画にもですね、町民の皆様方に参加をしていただいて策定もしているところであります。

先ほど、目安箱的な提案が以前もあったというお話でしたけれども、これまでにですね、遡って私も記録たどったんです。議員のほうからですね、全住民協議会、町活性化対策協議会、東洋町住民会議、などの御提案をいただきましたけれども、今回もそうですけれどもですね、どのような目的をイメージをされた会議なのか、集まりなのか。ちょっとこちらとしてはですね、通告書の内容だけなのでちょっと大きく捉えてしまいますので、以前から言ってるようにですね、具体的な目的っていうのを明確にしていadakないところとしてもどのような答弁をしていいのかというのが分かりませんので、困っておりますので、そのところ今後はよろしくお願いいたします。

議長

(福島 登 議長)

7 番、田島毅三夫君。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

私が今まで何回も言ってきたことは、批判といいますか、文句といいますか、そういう住民さんからの声を大事にしようということやったんです。褒めるような声を何ほ聞いても意味はありません。そういう意味からそういう声を募集しておいて、集めて、それを皆さんに公開して、ほんでそれに沿って、住民さんから地区代表でもいい、あるいはまた産業別のそういう漁師の方やら、農業のこと、代表でもええ、そういう人が集まっ

	て、今後の東洋町をどうしていくかというね、話合いの協議会、検討会、それをつくろうという提案だったんです。それはもう今まで何回も言わしてもらいました。そういう中でそれぞれの立場の人が本当にもう必死になって文句を、意見を、それを大事にしてから新しいまちづくりをしていく。そういう協議会をつくろうという私の考えです。もう一度答弁お願いします。
議長	(福島 登 議長) 再々問になります。これで終わりにになります。 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 通告書に戻りますけれども、田島議員の言うとおりでですね、当然私たち行政、執行部のほうも、町民の意見というのは集約していかなきゃいけないというふうに当然思っておりますけれども、そのテーマごとにですね、そういった会議っていうのは設けてやっております。通告に戻りますけれども、町民のですねその意見集約っていうのは、議会の務めであるというふうに議会の基本条例にもありますよね。ありますよね。なので、今回のこの件なり過去も含めてですね、去年も地域の意見交換会がなされておりますので、そういった先ほどの提案のほうもちょっと大きくちょっと捉えてしまいますのでもう少し精査をしていただいてですね、まず議会内部のほうでこういうことやってみようということを御提案されたらどうかなと思います。以上でございます。
議長	(福島 登 議長)

7 番議員	7 番、田島毅三夫君、2 つ目の質問に移ってください。 (田島 毅三夫 議員) そういう答弁いただきましたので、これはですね、議会が誰 1 人賛同がないからお願いしております。以上です。 2 つ目の質問に入ります。 (自席より、複数の発言あり) 黙っちゃれ横で。 2 つ目に入ります。 勤勉手当支給の見直しということでお聞きしたいと思いま す。 約束は守らない、嘘を言う、厳しい言い方ですいませんが、 非を謝罪しないなどの職員さんにも平均年額約 4 0 万円の勤勉 手当が支給されておりますね。住民としては納得できないと思 います。もう本当に生活に困っている住民さんにとってはね。 行為への査定も同僚幹部の査定では正当な判断はできない。第 三者のもんがあればいいんですけどね。特に優秀な職員さん には褒賞してあげるように、第三者の会での審査を求めるがい かがでしょうかという質問です。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員の御質問にお答えさせていただきます。 人事評価につきましては、東洋町職員の人事評価実施規程、 東洋町職員人事評価の規定に基づいて行うものでございますの

	で、第三者による審査会の設置をする考えはございません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問です。人事評価が必要であれば作ったらいいじゃないですか。そういう書き物を。作ってからやっていったらいい。現在本町には収入の少ない住民さんが多数おられます。物価高騰にも対応できない、クーラーの使用も回らないような日々の生活に今悩んでいるんです。週休 2 日の公休日に、祝日や有給休暇などを入れると半分近い休日になり、国家公務員と同様のボーナスを得ている。職員がです。町職員さんなんです。その上全職員に勤勉手当が公平に支給されていることは、血税提供者の住民から思えば余りにも不公平であります。住民さんの推薦や特に優秀な職員にのみ対象とする褒賞として、第三者的な人選によっていくらかの褒賞を出すことを提言しております。もう一度答弁お願いします。
議長	(福島 登 議長) 再問です。 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員の再問にお答えさせていただきます。 人事評価は、能力及び実績に基づく人事管理を行うとともに、

	組織全体の士気高揚を促し、住民サービスの向上を図ることを目的とするものでございます。評価者は、職員の勤務実績について、職務と職責に応じて公平かつ的確に評価をするものです。また、常に職員を観察し、その能力及び意欲を向上させるよう、指導及び育成に努めるものです。このことなどが定めておりますので、第三者による審査会を設置して行うということはそぐわないのではないかと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再々問です。そういう答弁いただきました。 言われることがそのまま実行されておれば、私は何ら問題ないと思います。しかし、例えばですよ、私が聞いた人は、職員さん聞いておりますが、非は認めるが謝罪はしないというような職員さんがおったんです。そういう方にはどうするんですか、そんなら。そういう方のないようにそういう方には勤勉手当を減らすとか、第三者が査定して、それを事実か調べた上でやっていくと、そういう体制をつくらなければ意味がないと。ボーナス頂いて、勤勉手当頂いて、両方で本当にびっくりするような、民間のような人が見たら、そういう得ているわけですから、この今の現代のね、その日の生活は困ってるんです皆。そういう意味からも、何とかもう一度再検討をお願いしたいと思います。町長の考えをお聞きしたい。
議長	(福島 登 議長)

総務課長	再々問、最後の質問になります。 築地総務課長。 (築地 仲音 総務課長) 田島議員の再問にお答えさせていただきます。 管理職員がそれぞれ職員の日頃の業務姿勢を見て、人事評価を行っており、その評価に基づいて勤勉手当を支給をしています。以上でございます。 (自席にて協議あり) 田島議員先ほど御指摘のような内容についても、管理職員が評価をしておるところでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。3回終わりました。3問目の質問に移ってください。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 後で資料見せてください。結果を報告してもらいます。
議長	(福島 登 議長) 3問目に移ってください。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 3つ目の質問です。 南海トラフ地震の防災・復興は高台造成しかない。これは私がほら何回も議会からも、あるいは能登へも行ってきましたが、もうこれしかないんです。堤防をつくっても、それを波が

越えてくるわけですからね。揺れたらできたものが全部ひっくり返ってしまう。ほんで波が来たらもう東洋町の場合はほとんどがもう流されてしまうという状況の中でね、これはもうこのままではどうにもならないという状況に入ってるんです。10メートルを超す波が来るとすれば、どうにか避難しても帰る家がなければ復興には高台造成・移転しかないことは以前から提案してきましたが、もう躊躇の暇はない。まず自主防災組織や地区住民さんと高台造成・移住について、全町挙げて検討に入ろうではありませんか。高台ができればまず公共施設を移転して建て替える希望者や他町からの移住者に順次移転してもらえば被害も少なく、被害者も公共施設への一時避難ができます。また、働く場ができて、業者の発展も可能になると考えておりますが、町長の考えをお聞きしたい。

議長

(福島 登 議長)

足達産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐

(足達 善亮 産業建設課長補佐)

田島議員の御質問にお答えいたします。

公共施設の高台移転の計画としましては、甲浦保育園を津波浸水エリア外への移転を進めているところでございます。室戸市消防署東洋出張所につきましても同様に、津波浸水エリア外への移転を検討しているところでございます。

高台造成による民家の移転等につきましては、候補地の選定や地権者の洗い出し、造成費用など、様々な問題点があります。このようなことから、地域住民の方々と一体となって、事前復興まちづくり計画をつくり上げていきたいと考えております。

議長	以上です。 (福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問です。今言う保育所の問題にしても、高台造成ということじゃないんです。保育所を高いところへ上げるという、波の来ないところへということで計画されているんです。私が言ってるのはそうじゃなくて、もう町全体を守っていくという意味の高台造成なんです。そのためには、一つ一つの機関とかそういう会とかではなくて、町全員が皆話し合いしなければいけない。そのために私はほら、全住民さんにあるいはまた全町の今言う自主防災組織の方々や、みんなが集まって、そこで自分たちの町を守っていく、命を守っていく、財産を守っていくとどうしたらいいかと。その検討に入ろう、そういう提案をしているんです。 東北や能登の震災地を見ても、どうにか助かった人でも、震災後帰宅したくても住む家がなく他町に移住しております。防災・復興には高台造成・移住しかない、と提言して約20年近くなりますがなぜ検討に入らないのか。本町では10メートル以上の津波が予想されております。高台造成の検討会をなぜ拒否するのか、なぜ1日も早くやらないのか。その考えをお聞きたい。
議長	(福島 登 議長) 再問ですね。

	足達産業建設課長補佐。 再問になります。
産業建設課長補佐	(足達 善亮 産業建設課長補佐) 田島議員の再問にお答えいたします。 今年度、甲浦地区の事前復興まちづくり計画に着手しておるところでございます。またそれが終わり次第、野根地区の検討に入っていきたいと思っております。甲浦・生見、野根地区、2地区に分かれまして、住民さんと一体となって事前復興まちづくり計画をつくり上げていきたいと考えております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁ですが、ニュアンスが全然違う。内容、自分のあれはね、言われることはね。これはもう質問はできませんので、もう1回機会がありますのでその時言わせてもらいます。 4番目の質問に入ります。 磯遊びと町興しということで1点お聞きしたいと思います。 海岸・磯の全面禁漁によって、田舎の楽しみの一つである貝も海藻も取れなくなって、高齢者や子供、帰省者らの楽しみがなくなっております現在。こうしたことは田舎を衰退させる原因の一つと知るべきです。森林環境税やふるさと応援税を使ってでも、漁協と交渉して磯を解放し、町興しに取り組もうではありませんか。町長の考えをお聞きしたい。

議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 田島議員の御質問にお答えします。 磯の解放につきましては以前から御提案いただいておりますが、実現につきましては懸念事項がございます。磯の解放により、水産資源の管理や漁業者の生計に影響を及ぼす可能性がありますこと。また、環境保護の観点からも適切な管理と保全対策がとれないことから、磯の解放は適切ではないと考えます。 海岸や磯に禁漁期間を設けることで、水産資源の回復や環境保護にもつながりますことから、町としましても、まず優先することは漁業者の生活、漁獲量の回復であると考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問です。課長、今答弁されましたがその確認していますか、してますか。今言う、漁業者がそれによって解放することによって、自分の本職が妨害されとか、そういうこと。今現在、東洋町の漁業者の中で、海の貝を取って海藻をとって、それで生活してやろうという方はほとんどいないと思います。甲浦漁協ではもう解散したと、海女さんがね。海潜る人が、そう聞いております私も。そこで今言う全然町の海岸が全く人気のないような静かな海岸になっております。知ってるはずですよ

れは。昔のように船を浮かべて潜っている人を見ましたかあなたは。見てないでしょう。淀ヶ磯やらあっちこっちで。それぐらい今海のそのまま放置されているんです。この間海陽町との話の中で、サザエじゃなしになんですか、大坪さん教えてくれ。珊瑚。珊瑚の養殖ということで今力を入れております。けどあのときうちが反対した、反対じゃないけど言うたのは、海藻やら貝を増やしていこうと。そこでそれを取ったりしてからね、町が発展するようにしましょうという提案だいたしたんですけど、聞いてくれませんでした。

どうですか町長、もう一度お聞きしますが。そのまま磯をもう全然解放せずに、一つもシンとなったようなそういう磯でこれを東洋町を発展させていけるのか。漁業組合と話しました。そのときには漁業組合は、会へかけてみますという話やった。やるなら。県のほうの本所のほうで聞いたら、室戸及び東洋町の漁協が了解いただければ何できますと、解放できますと、そういう聞いております。そういうことであれば私はね、結局それを解放、漁業組合から解消いただいて、それから放流をして町のほうから放流したりあるいは支援金を出してでも、海を守っていくという事業費は、町の方が応援してあげる。そのお金は今言うふるさと応援隊でも応援のお金でも何でもできるんです。町を発展させるための事業やったら、一つも住民さん文句はないと思う。んでそこへ向いて貝を取りに行ったり、のりをかきに行ったり潜ったり、そういうことでわんわん言うようになったらもう東洋町もね、ほんまにすごい町になっていくと思います。町長の考えをお聞きしたいがどうでしょう。

議長

(福島 登 議長)

再問です。

生田産業建設課長。

（自席より、答弁期待しちょうで。期待してます、ええ答弁。
との発言あり）

産業建設課長

（生田 憲一 産業建設課長）

田島議員の再問にお答えします。

漁協さんの方にも、地区委員会の方に提案をしてまして、地区委員会の方で話し合われた結果としましては、磯の解放には賛成できないということで回答を得てます。また、藻場の造成ってということで水産資源の回復をすることで、水産多面的機能発揮対策支援事業補助金を活用して、藻場の造成をして水産資源の解放とか、あとアオリイカ産卵床設置補助を使いまして、水産資源の回復、なお、トコブシとか貝の放流とかで水産資源の回復を図っていっているところであります。以上でございます。

議長

（福島 登 議長）

7 番、田島毅三夫君。

7 番議員

（田島 毅三夫 議員）

私たちね、団塊の世代は本当に朝から晩までというほど磯で遊んできました。家族もみんなそれをおかずにしたり、小遣いにしたりしてからみんなわんわん言うほど弁当持って行って遊んでね、そういう海岸やったんです。それが今シーンとしてるんですよ。それを解放していくということは、これはね私は大きな生き返らすという町を、海岸を。それによって住民さん

も自分たちの磯は守らなければいけない。期間を決めて、ほんでそれはもしかしたら入漁料というか、頂いてもかまんと思うんですよ。そうしてでも解放していくと。それによってこの東洋町を改革していく、発展させていくという姿勢もあります。これはね、もうほんまに全国でも今こういうことはないと思いますので、東洋町は先頭切って先陣切ってやっていきましょう。それによって全国の人がどんどんどんどんあれして、また昔のように磯に行こう、遊ぼう、魚捕ろう、貝捕ろうというような人が集まってくる。そう思ってます。もう一度、

議長

(福島 登 議長)

再々問。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

町長から返事がいただきたい。

議長

(福島 登 議長)

長崎町長。

(自席より、期待してます。との発言あり)

町長

(長崎 正仁 町長)

田島議員の再問にお答えをいたします。先ほどから磯遊びのね、御講演ありがとうございます。議員の言うようなね、その背景というのは聞きながらすごく本当思い浮かぶんですけどもね、担当課長からの答弁もあったようにですね、やっぱり漁業者の生活に関わるということふうに考えるとですね、町のほうが率先をして磯遊びを進めるっていうのはちょっと遠慮した

	ほうがいいんじゃないかなっていうふうに今の時点では思うところですよ。そういった方向に向かうのであれば、それなりですねその状況というのが、やっぱり知った上で要請なりしていかなきゃいけないなという、 (自席より、その支援してあげたらいいんです。との発言あり) 今は、もうその担当課長が答弁したような背景がございますので、率先してですね、町のほうから磯を解放しよう、してほしいなんていうのはちょっと言いにくいところがあります。以上でございます。 (自席より、ああ、ほんまにだあ。議長、議長。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) (自席より) お願いがありますが、次は 5 番目なんです
議長	(福島 登 議長) 5 番目は許可していませんので、6 番の質問に移ってください。 (自席より、発言あり) はい、6 番の質問です。真砂瀬の質問です。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) (自席より、5 番についてはまた後で相談します。)

6番目、真砂瀬地区の水道施設設置費約1億円、これは金額は担当職員さんから1億円を超すかも分かんところ聞いたもので1億円にさせてもらっております。真砂瀬地区の水道施設設置費が1億円を超すかもしれないところ聞いておりますが、事実であれば、現在高齢者、支援の必要な方など4人しか住まれていない地区に1億円を超す施設設置は費用対効果を考えても賛成できません。なぜ以前計画されておりましたように、地下水や谷の湧水を利用した施設の設置を検討しないのか。お聞きしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

生田産業建設課長。

産業建設課長

(生田 憲一 産業建設課長)

田島議員の御質問にお答えします。

まず1億円を超すかもしれない事業費の件を先に説明させていただきたいと思います。これにつきましては、県に補助事業を要望するために作成した概算事業費でありまして、県の補助金を枠取りしてもらうためにいくつかある案の中で最大の事業費でありまして、そのまま確定とはならず、見直す前提の事業費であることを御理解いただきたいと思います。

地区との話合いの中で、できるものとできないものを判断するうえでの参考とする事業費であります。例えば、この工法は工事費が高いので別の工法にしようということを提案するための参考の事業費であります。

それで田島議員の質問に戻りますが、なぜ地下水や谷の湧き水を利用した施設の設置を検討しないのかという質問ですが、

議長	これにつきましては、真砂瀬地区全体の総意として要望のあった取水方式を採用したものであるからでございます。以上でございます。 (福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁をいただきました。 1 億円という金額が出ていたことは確認しましたので、これで結構です。問題はですね、このまま人口はそれぐらいしかない地区で、あるいはまた高齢者の方が、あるいはまた1人ではなかなか生活は厳しいという方もおられます。そういう方の中で、それだけの高い金額を出して上水道をしていくよりも、しなくても、私は十分にできると思っております。きれいな水を飲んでいただけたらと思っております。そういう意味からもね、前のことを言ったら怒られるか。公民館の2億700万のことも言いたかったけどそれは除けちょきます。無駄遣いということと言いたかったけどね。日々生活困窮のですね、真っ只中の住民血税を無駄にしてこういうことをしているということはね、よくやはり住民さんと、その4人の方はどう言われたか知りませんが、本当に全員が賛成してくれたものか、ちょっと気になっておりますが、どちらにしましてもですね、やはり自分たちの町の今後のことを考えて、また自分たちの生活するのに必要か必要ないかとぐらいは分かるはずやきに。町のことを1億円もかけたほういう事業するんやったら、これでいいですというような話合いはできたはずなんです。私もそれはもしなに

議長

やったら行って私話合いしてみます。みんなに声をかけて確認してみます。そういう意味からもうどうでしょう、もう一度再検討というわけにはいきませんかこれは。こんだけのたった、たった言われんね、4人しかおられないほういう地区の高齢者の方が、ほれからまた体の悪い方もおられるんです。そういう中でね、1億円近いお金がいる。これは私は納得いきません。議員として私はどうしても納得いきません。もう一度再検討をお願いしたいと思います。

(福島 登 議長)

再問ですか。

(自席より、はい、再問です。との発言あり)

生田産業建設課長。

(自席より、何言うたんで、笑いもって言よったな。との発言あり)

そうじゃないですよ。

(自席より、ほうか。との発言あり)

産業建設課長

(生田 憲一 産業建設課長)

田島議員の再問にお答えします。

先ほども申しましたが、この工事費につきましては1億円っていうのではないっていうことは御理解いただきたいと思います。

そのうえで、確かに費用対効果という面ではちょっと高額になるかもしれませんが、実際に生活している方につきましては、やっぱり毎日の飲料水というのは大事なことです。ですので、安心安全で供給できるような施設を、できるだけ費用を抑

議長	えた工事費で実施したいと思っております。以上でございます。 (福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) うちは水道の上水をやめと言ってるんじゃないんです。いくらでも水の水源があるから、そこから引っ張ったらどうですかと。あまり遠いところは引っ張ったら今度詰まったときとかいろいろあったときに、その高齢者の方がそこへ見に行くということとはなかなか難しいんです。そういう意味からも、やはり自分の目の見えるところのようなところから引っ張った水道であればね、いろいろ対応できる。ほんでもし何か問題があればそれは甲浦・野根地区両方でやっている除菌ですか、そういう装置をつけてあげてもええと思うんです。そういう意味からもね、これはもう一度再検討してもらいたいと思います。 7 番目の質問に入ります。 生活保護世帯や困窮者への生活費支援ということでお聞きしたいと思いますが、物価高騰の今、生活保護世帯には10月から500円アップするというが、この額では健康生活はできないと思うっております。現在のね、物価高騰の中でね、これは車の交通費もないような方がね、そういう中で500円上がっただけではとても私はやっていけない、そう考えております。最低生活のできない保護者に町単独支援として、物価高騰分の支援を求めるがどうでしょうか。町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長	(福島 登 議長) 堀川住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(堀川 歩 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 田島議員の御質問にお答えします。 生活保護世帯の方への町単独での支援となりますと収入認定となりまして、一定の金額を超えると、生活保護費から差し引かれて支給されることとなります。また、物価高騰に対応するための支援策として、令和7年6月1日現在、東洋町在住の方につきまして、お1人につき1万円の地域振興券を7月に郵送をしておりますので、こちらを御活用していただきたいと思います。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 法律があって、それは勝手に上げられないと。じゃあ訴えたんですか？上のほうに、国やら県やらに訴えて、上げてあげてくださいということを提案したんですか。そういうことをしてね、やっぱりみんなが声を上げてあげんといかん。たくさんの人数を聞いておりますよ、うちは。100人超えてるんですかね。こんだけの方が今ほんまにもう生活もうできない状態に置かれてるのやきに。物価がどれば上がってるか分かってますね。それなのに全然上がっていない。この8月に、10月か、500円アップする。これだけで賄えますか。そういうことを考えたら、これは町独自で何らかの形で救済の手を差し伸べてあげ

議長	て、上げてもらいたい。保健所でもあなたが言われたような返事もらいました。ほやきに町独自で何か考えていただきたい。そういうことで質問しております。もう一度答弁お願いします。 (福島 登 議長) 堀川住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(堀川 歩 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 田島議員の再問にお答えします。 特定世帯を限定とした給付となりますと、給付が当たる世帯と当たらない世帯で不公平感が生じてしまう問題もございます。 そのようなことから、物価高騰対策では支給対象を全町民とするなど、全体的な対応が望ましいかと思えます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) これ何問？
議長	(福島 登 議長) 再々問できます。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 再々問できますか。

	ほんまにだあ。国の責任と言って逃げておりますけれども、国は国の方針決めたらええ。しかし地元の住民さんのはそのような生活を送っている現状があるんですよ。それを黙って、国が言うからといって何もしないということは私はこれは行政として、また議会としても納得いかないんです。これは何らかの形で手を打ってあげなければいけない。そういうことで質問してるんですがね。どうしてもいかなんら、これはもうまた新たにやりますので、8番目に入ります。
議長	(福島 登 議長) 8番は許可してないので9番ですね。9番です。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) あなたは確かに言いましたが、一応最初は受け取りましたね、私の通告書を。
議長	(福島 登 議長) だから今バツテンしてあるように、見え消しで許可してないという意味で消してあるんですよ。次の9番について、許可した9番についてやってください。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) これは今北川さん、質問時間に入れなくてくださいね。今話していることは。
議長	(福島 登 議長) 許可してない勝手な質問をすると発言を禁止するようになります

	ますよ。私はね、田島さんに最後までしていただきたいので、どうぞ許可した9番について質問をやってください。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 一旦ね、許可されて、
議長	(福島 登 議長) 許可してません。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) …してました。1番最初に…
議長	(福島 登 議長) 許可した9番を行ってください。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんならお聞きしますが、どうしてこの勤勉手当の支給状況を聞くというのはいかんのですか。
議長	(福島 登 議長) それも通告の期限の日の昼から1時間半ほどお話した中で、このバツテンを許可しないということを通告をさせていただき、
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 私は認めてません。

議長	(福島 登 議長) 9 番については許可をしておりますので
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 私は認めてません。反論しました。
議長	(福島 登 議長) 9 番について、行ってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 私が反論したら、あなた最後物言わなくなったでしょう。反論ができなんだでしょう。
議長	(福島 登 議長) もう何回も言いますよ。 許可した 9 番について発言をやってください。 それと許可してないものをまた発言をするのであれば、地方自治法によって、発言を禁止しますよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ちょっと休憩とって。
議長	(福島 登 議長) 休憩とりません。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) どうしてよ。

議長	(福島 登 議長) 僕は9番について、許可した9番をやってくださいって言よんです。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) ほななんでこの質問がいかんのですか。止められるんですか。説明してください。
議長	(福島 登 議長) 期限の12日の午後、1時間半ほど話した中で、この不許可ということでバッテンしたものをその場で田島さんにお渡しして、田島さんはお帰りになりました。だから許可した9番について発言しないのであれば、地方自治法54条の2に基づいて、
7番議員	(田島 毅三夫 議員) やれやれやれ。やりだした。
議長	(福島 登 議長) 発言を禁止しますよ。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) ほなちょっと北川さん。
議長	(福島 登 議長) 許可したものだけ…

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 北川さん、あなた横におってから、
議長	(福島 登 議長) 田島さん。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) なんですか。
議長	(福島 登 議長) 許可したものだけやってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) だあ、けんどあの時 1 時間話をして、あなたは最後にはとうとううちに反論できないぐらい納得してたでしょ。
議長	(福島 登 議長) もう何回も言いますよ。もう次言いません。田島さん、許可した 9 番を行ってください。私は最後までやっていただきたいから言よんです。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) よしわかった。ほんならこれは 5 番と一緒にあとでまた話をします。7 番入ります。
議長	(福島 登 議長) 9 番です。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

え？ああ、ほうか。もうこれぐらい物言うたら分からんなるよ。

高齢者や身体の不自由な人への交通費の支援についてということで1点お聞きしたいと思います。何回も質問しましたが、このままでは必要品の購入や病院治療にも影響し、老後の生活もさらに厳しく不自由になると考えております。これは皆さん分かってくれると思うんよね。高齢者の方で身体の悪い方が、車にも乗れないという方が生活するにはどうしてもこれはね、どっかで買物しなければいけないんですから。条件に該当する人が仮に100人いて、月額5千円それに必要だとすればですよ、年間500万円の支援となります。これは私はこういうことをしてくれという総額のことを今挙げてるんです。1人ができれば1か月5千円ぐらいの支援はできないか。それによって100人おられたら500万ということになりますが、これは私はそう大きな重いもんじゃないと思っております。100人の方が助けられるわけですから高齢者は。それを思えば、私は少しも問題はないと思っております。ふるさと納税金や森林環境税などを使ってでも至急の対応を求めたい。1日も早くお願いします。答弁を求めます。

議長

(福島 登 議長)

堀川住民課長兼地域包括支援センター事務局長。

住民課長兼地域包括支援センター事

(堀川 歩 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)
田島議員の御質問にお答えします。

務局長	交通費の支援についてということですが、条件はございますけれども、定期的な通院に関しましては、介護タクシーの助成券の支給事業があります。介護タクシーの助成事業につきましては、基準額の上限を5千円として、1か月にかかる費用の9割、4500円までを助成させていただいております。該当される方がおられましたら、東洋町地域包括支援センターまで御連絡ください。 買い物支援につきましては、真砂瀬から野根までの福祉バスの運行がございます。こちらは60歳以上の方、身体障害者手帳をお持ちの方などは、利用料は無料となっております。 また、東洋町社会福祉協議会では、宅配サービスや配食サービス、買い物や通院などの送迎も行っております。こちらは登録制となっておりますので、御希望の方は、東洋町社会福祉協議会までお問合せください。 なお、東洋町内における交通空白地等の課題について、移動手段確保に関する検討会の第1回目を7月8日に実施したと聞いております。 今後につきましても、移動手段のない方を対象に、どういうことができるのかなどを検討し、その中で高齢者や身体の不自由な方などの交通手段についても検討されるものと考えております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問です。そういう答弁いただきました。ただ今言う生活保

議長

(自席より、9割。との発言あり)

(福島 登 議長)

7 番議員

はいはいはいはい。

議長

(福島 登 議長)

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

1 6 1

	はそういうことに該当しない方なんかも含めて、もうそういう介護、生活保護世帯の方に、できれば何とかしてあげたい。この人は私放るわけにいかんという考えを持っています。ほやきにどうしても町長に、今日はやるという返事をいただきたい。もう一度答弁お願いします。 （自席より、議長すいません、ちょっと整理をすると、今の御質問は生活保護の方の交通費と介護タクシーの料金。その2つよね。との発言あり）
議長	（福島 登 議長） そうです、その2つ。どなたが答弁するんですか。 堀川住民課長兼地域包括支援センター事務局長。 答弁いただけますか。再問になります。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	（堀川 歩 住民課長兼地域包括支援センター事務局長） 田島議員の再問にお答えします。 生活保護受給者の方の通院費になりますと、公共交通機関を使用した場合は、県というか安芸福祉事務所の方、生活保護金の方から出るようにはなっております。 （自席より、もう一度ごめんなさい、補助があるということ？支援があるということ？との発言あり） 生活保護費の方で賄われます。公共交通機関です。 ごめんなさい、介護タクシーのほうがちょっと確認をしておりません。すいません。 （自席より、そうでしょうか？そうなったら使えないということやね。との発言あり） 以上です。

	(自席より、あなた正直や。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) はい、もう私語は慎んで、質問があれば再々問もできますので、いいですか。 7 番、田島毅三夫君。まだもう 1 回できます。十分考えてやってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ちょっと待ってよ。
議長	(福島 登 議長) 慌てんでもかまいません。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いつもやったら慌てらすのに、どしたんな今日は。
議長	(福島 登 議長) 今日は十分時間があります。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問させてもらいますが、
議長	(福島 登 議長) 再々問です。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

	再々問か、ごめんなさい。 どう言いますか、今そういうことで勘違いありましたという答弁をいただきました。その結果どうするかというところまでいってないんですよ。答弁はね。だからその分は町が負担しますとでも言うてくれるんやったらええけど、そこまで言ってませんので再々質問しますが、町長どうですか、そういう困った人を、補助がいただける人はそれでやってもうてもええし、それはもらえないような人についてはね、何らかの形で支援をしてあげてもらいたい。検討をお願いしたい。はい言うたね今。
議長	(福島 登 議長) 再々問？
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いや、検討してもらいたい言うたら、はい言うて聞こえたきに
議長	(福島 登 議長) 答えます。これはまた答えていただきたいと思います。 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 田島議員の最後の一般質問にお答えをいたします。 以前にも申し上げたんですけれども、高齢者とかですね免許返納者への移動手段については、今年度からワーキンググループというのをつくってですね、専門家にも入っていただいて、検討していく、それを時間はかかるかもしれませんが何

議長

とか地域内ですね移動手段の確保というところに今取り組んでおります。ので、それに当たってですね現金支給となるのか、それともいろんな今交通機関がありますので、それを活用しての移動手段となるのか、何らかのですね買い物ですとか通院なりですね、そういったところへの移動手段の確保っていうことは、今進めていっておりますので、検討結果が出るまでですね、もうしばらくお待ちをいただきたいと思います。前に向けて進めてまいります。よろしくお願いします。

(自席より、これ再問、再々問…との発言あり)

(福島 登 議長)

もう再問も再々問も終わりました。

(自席より、ほんならちょっと議長。との発言あり)

終わりました。

(自席より、議長、ちょっと待って。との発言あり)

もう再々問も終わりましたよ。

(自席より、ほんで10番が、私これ委員選任手続きの問題点については質問通告してあったが…との発言あり)

通告にないものはもうできません。

(自席より、どいて。との発言あり)

通告にないものはできません。

(自席より、ではもういっぺん元に戻りますが、5番のことについてうちは…との発言あり)

いや待ってくださいよ、もうね一般質問でないものはね、もうここで終わりですよ。

以上で田島毅三夫君の質問が終わりました。

(質問終了時間：15時59分)

(自席より、5 番の質問はなんで止めるんですか。との発言あり)

もうそれはね、話しましたよ田島さん。

皆さん、以上で本日の議事日程は全て終了しました。

(自席より、ほな待って、ちょっと待って。との発言あり)

これで本日の会議を閉じます。

これで令和 7 年第 3 回東洋町議会定例会を閉会します。

(自席より、事務局長、私お願いしてあったやろ、これうち
は懲罰請求したいと。との発言あり)

(自席より、お疲れ様でした。との発言あり)

今、閉会宣言したのでね。ここからはもう

(自席より、かまな、してからそれまでにわしが出すのやきに。との発言あり)

まず席に戻ってください。席に戻ってください。

(自席より、意見を言わせてください。うちの主張を。との
発言あり)

席にまず戻って

(自席より、あなたが一方的に削除してもうちょう。2 回続
けて削除しちよるのやきに。こんなこと納得できるわけがない。
との発言あり)

席に戻ってください。

(自席より、あなたの責任を追及しよるんですよ。あなたの。
との発言あり)

まず席に戻ってください。席に戻ってください。

(自席より、話できんな、よし。との発言あり)

これにて本日の会議を閉じます。

これで令和 7 年第 3 回東洋町議会定例会を閉会します。

	(自席より、ほういうことする…との発言あり) どうも皆さんお疲れさんでした。 これで議会放送を終了いたします。 (閉会時間：１６時００分)
--	---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 7 年 10 月 24 日

議 長

福島 登

署名議員

田島 毅三夫

署名議員

大坪 千倫